

日医発第 2250 号（法安）
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 松本 吉郎
(公 印 省 略)

医療事故調査・支援センター2024 年年報の公表について

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされております。

今般、「医療事故調査・支援センター2024 年年報」が公表された旨、厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室長より本会宛連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年報については、医療事故調査・支援センター（日本医療安全調査機構）ホームページの下記 URL からダウンロードが可能ですので、併せてご確認、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、本年報の抜粋版については、B5 サイズで印刷のうえ、追って日本医師会雑誌に同封し、全会員にお送りする予定であることを申し添えます。

記

・医療事故調査・支援センター（医療安全調査機構）
<https://www.medsafe.or.jp/>

以上

医政安発 0319 第 10 号
令和 7 年 3 月 19 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室長
(公 印 省 略)

医療事故調査・支援センター2024 年年報の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

今般、「医療事故調査・支援センター2024 年年報」（以下「年報」という。）が公表されましたのでお知らせいたします。

相談や医療事故報告等の現況は、別添のとおりです。貴職におかれましては、内容を御確認の上、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

年報につきましては、同センターのホームページ (<https://www.medsafe.or.jp/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

Ⅱ 相談・医療事故報告等の現況

要約版 (2024年)

本要約版は、数値版の集計結果の中から主要項目を抽出し、報告件数等について2024年1月1日～同年12月31日までの状況を、制度開始からの推移あるいは前年比等によりまとめている。一部のグラフは、2015年10月～12月のデータを省略している。
なお、数値版については、日本医療安全調査機構のホームページに掲載している。

要約版について

要約版は、日本医療安全調査機構のホームページに掲載している「医療事故調査・支援センター 2024 年 年報」数値版の数値より、主要項目を抽出し、1. 相談の状況、2. 医療事故発生報告の状況、3. 院内調査結果報告の状況、4. センター調査の状況として、グラフで示している。

医療事故報告による情報の収集

医療法第 6 条の 10

病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第 6 条の 15 第 1 項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

医療法第 6 条の 11

4 病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その結果を第 6 条の 15 第 1 項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

厚生労働省令第 100 号（医療法施行規則の一部を改正する省令）

「当該死亡または死産を予期しなかつたもの」

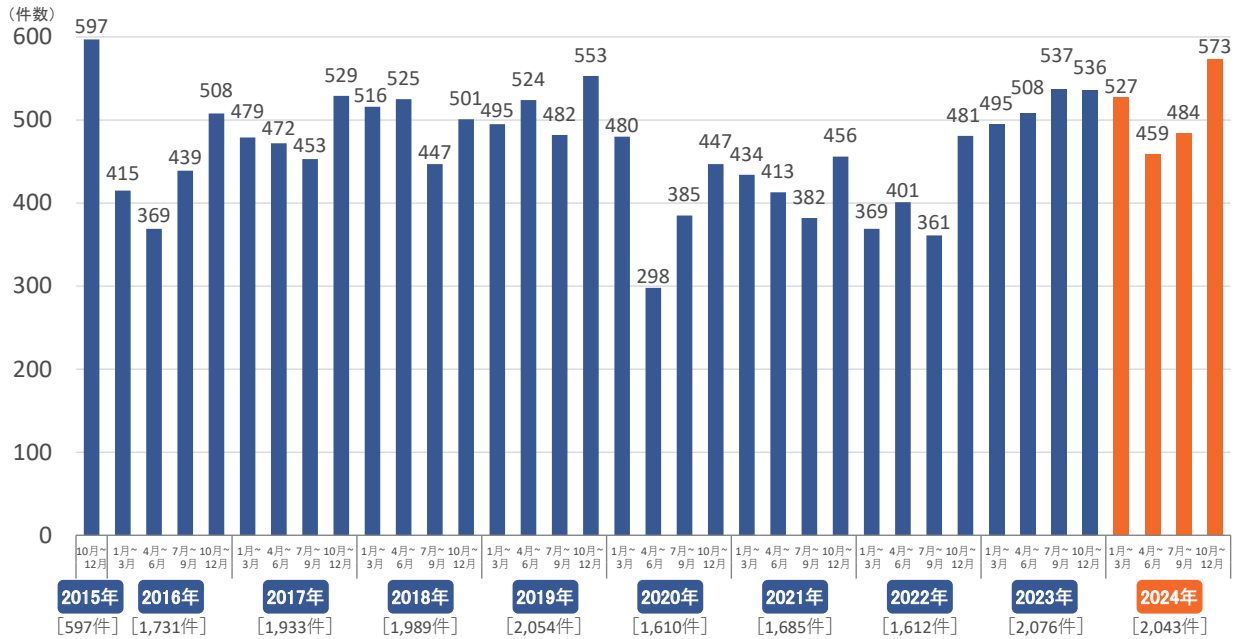
第 1 条の 10 の 2

法第 6 条の 10 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める死亡又は死産は、次の各号のいずれにも該当しないと管理者が認めたものとする。

- 一 病院等の管理者が、当該医療が提供される前に当該医療従事者等が当該医療の提供を受ける者又はその家族に対して当該死亡又は死産が予期されることを説明していたと認めたもの
- 二 病院等の管理者が、当該医療が提供される前に当該医療従事者等が当該死亡又は死産が予期されることを当該医療の提供を受ける者に係る診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの
- 三 病院等の管理者が、当該医療を提供した医療従事者等からの事情の聴取及び第 1 条の 11 第 1 項第 2 号の委員会からの意見の聴取(当該委員会を開催している場合に限る。)を行った上で、当該医療が提供される前に当該医療従事者等が当該死亡又は死産を予期していたと認めたもの

相談の状況

1. 相談件数の推移 (数値版 参考1-(1)-①参照)

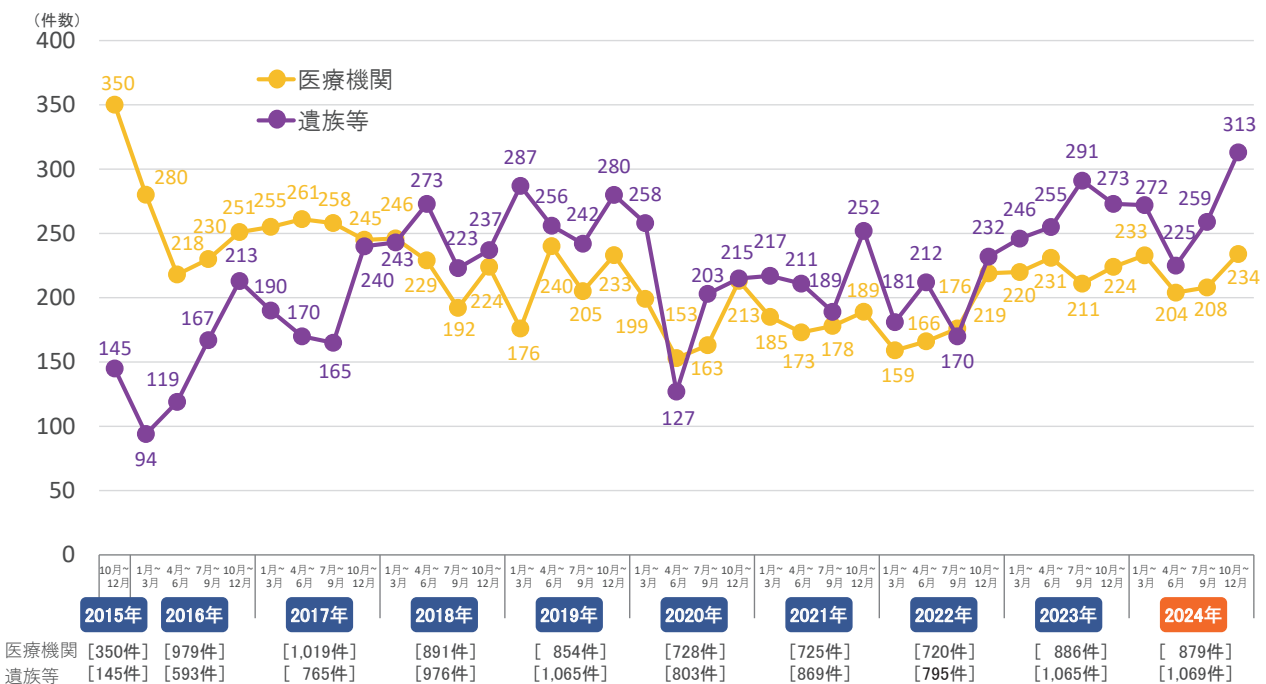


*相談手段の大半は電話であるが、それ以外に文書等が数件含まれる。 *相談件数を四半期ごとに表記している。

2024年の状況

相談件数は2,043件であり、450~570件台/四半期で推移していた。

2. 相談者別(「医療機関」と「遺族等」)相談件数の推移 (数値版 1-(1)-②参照)



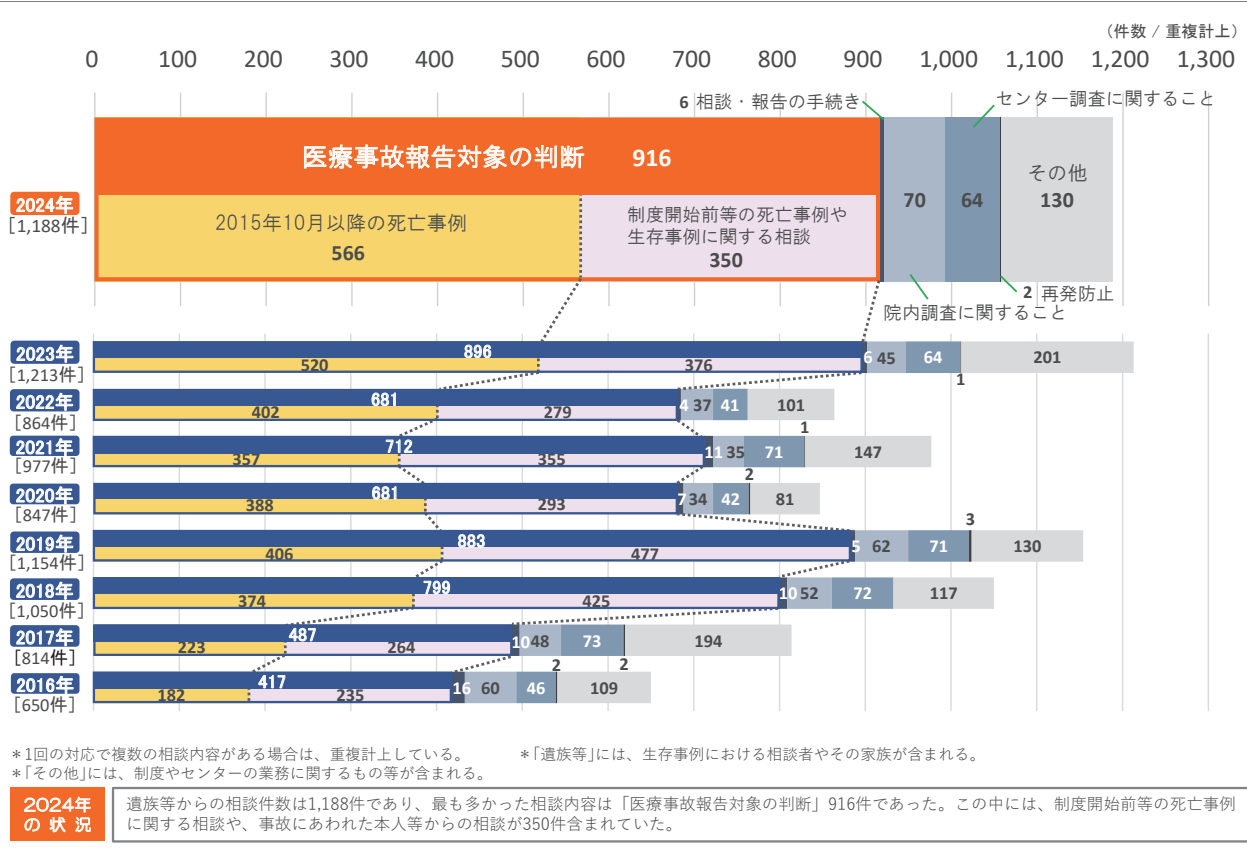
*相談者別(「医療機関」と「遺族等」)の相談件数を四半期ごとに表記している。

*「遺族等」には、生存事例における相談者やその家族が含まれる。

2024年の状況

医療機関からの相談は879件、遺族等からの相談は1,069件であった。

3. 遺族等の相談内容 (数値版 1-(1)-④参照)



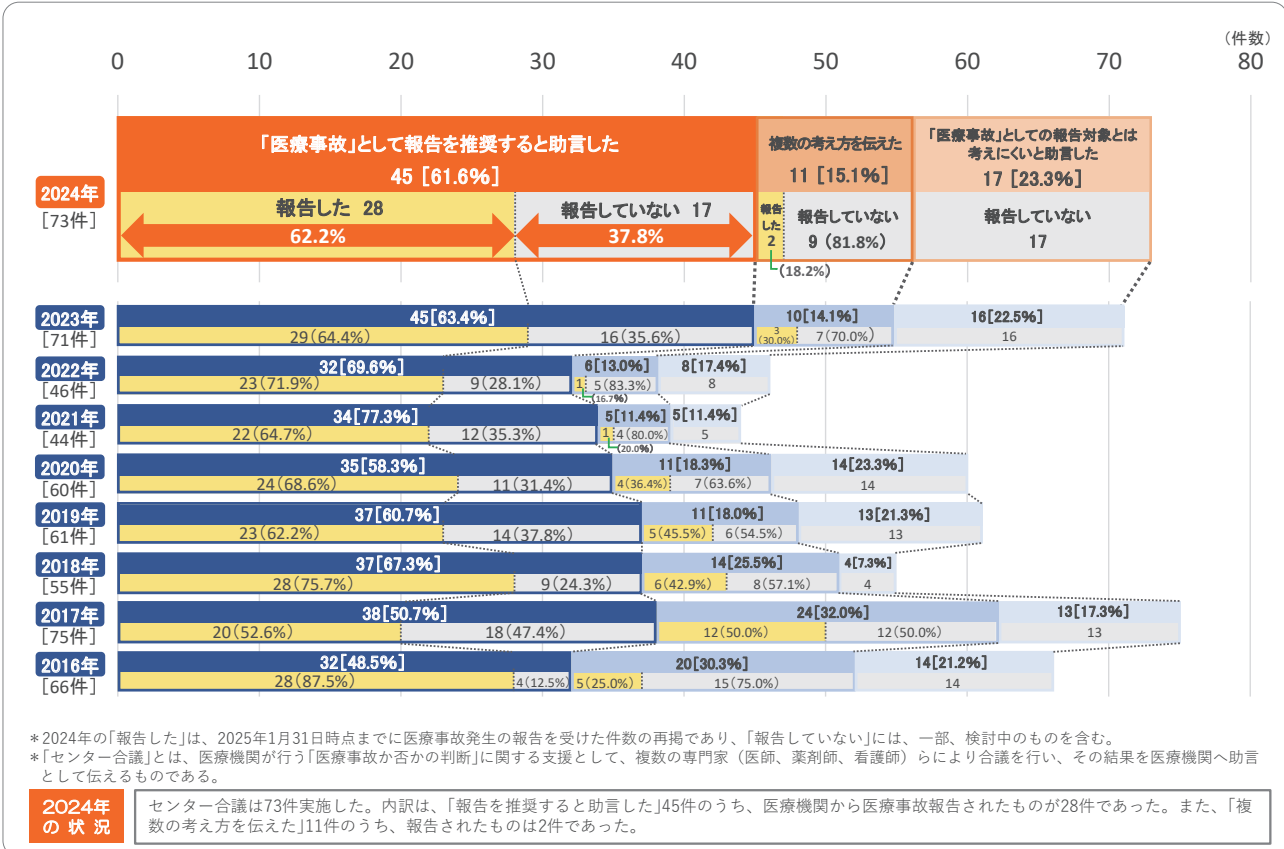
4. 遺族等からの求めに応じて医療機関へ伝達した件数と事故報告件数 (数値版 1-(1)-⑤参照)

医療機関	伝達年月									累計
	2016年 (7～12月)	2017年 (1～12月)	2018年 (1～12月)	2019年 (1～12月)	2020年 (1～12月)	2021年 (1～12月)	2022年 (1～12月)	2023年 (1～12月)	2024年 (1～12月)	
病院	12	19	38	24	23	14	16	25	24	195
診療所	2	2	1	1	0	0	0	2	1	9
助産所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	21	39	25	23	14	16	27	25	204
事故報告あり※1)	1	1	4	5	2	2	4	2	2	23

* 医療機関への伝達は、厚生労働省医政局総務課長通知(平成28年6月24日医政総発0624第1号)「遺族等からの求めに応じて、相談の内容等を病院等の管理者に伝達すること」に基づく。
 ※1) 「事故報告あり」とは、伝達をした事例のうち医療機関が医療事故発生報告を行った件数を伝達年月に計上している。

2024年の状況: 遺族等からの求めに応じて医療機関へ伝達した件数は25件であった。そのうち医療事故として報告のあった件数は2件であった。

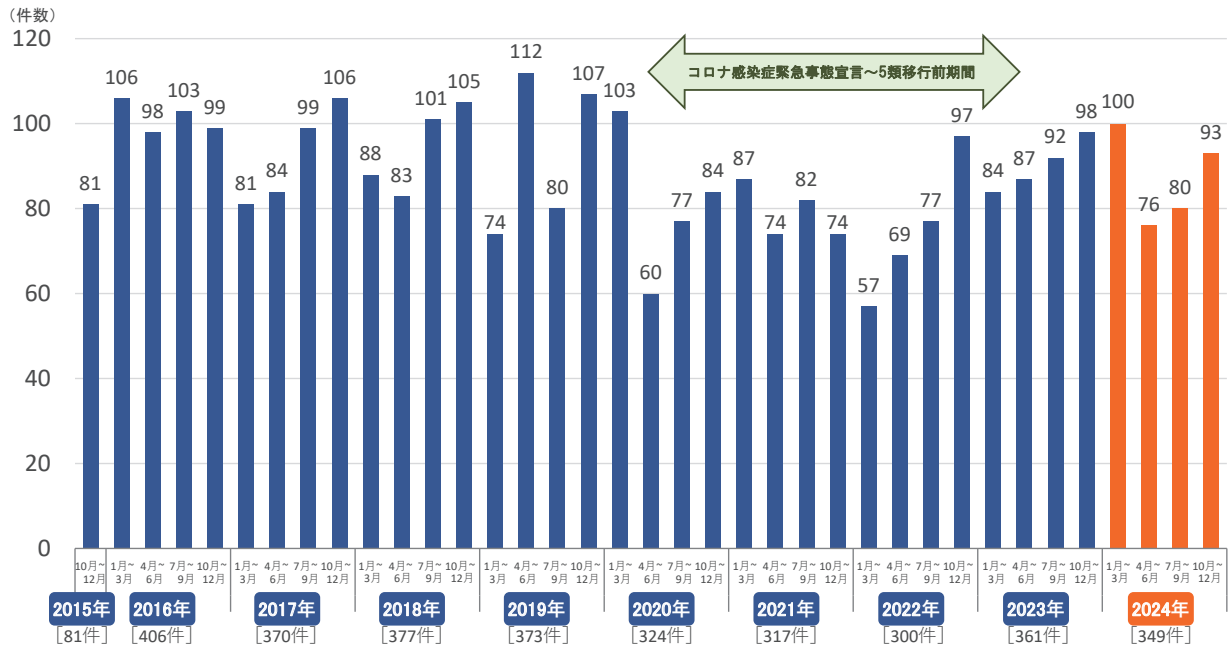
5. センター合議における助言内容および医療機関の判断 (数値版 1-(2)-④参照)



II 相談・医療事故報告等の現況
要約版

医療事故発生報告の状況

6-1. 医療事故発生報告件数の推移 (数値版 参考2-(1)-①-i参照)

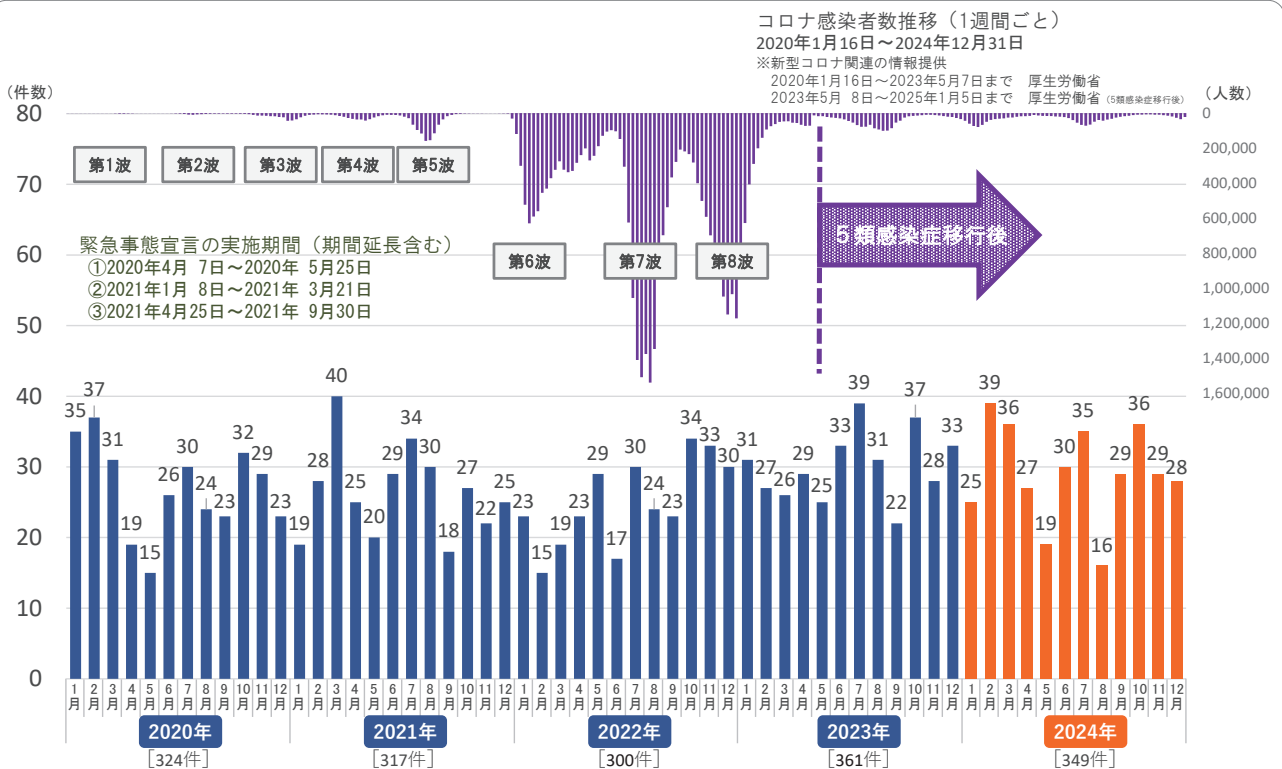


* 医療事故発生報告件数を四半期ごとに表記している。

2024年の状況

医療事故発生報告件数は349件であり、70~100件台/四半期で推移していた。

6-2. コロナ禍における医療事故発生報告件数の推移 (数値版 2-(1)-①参照)

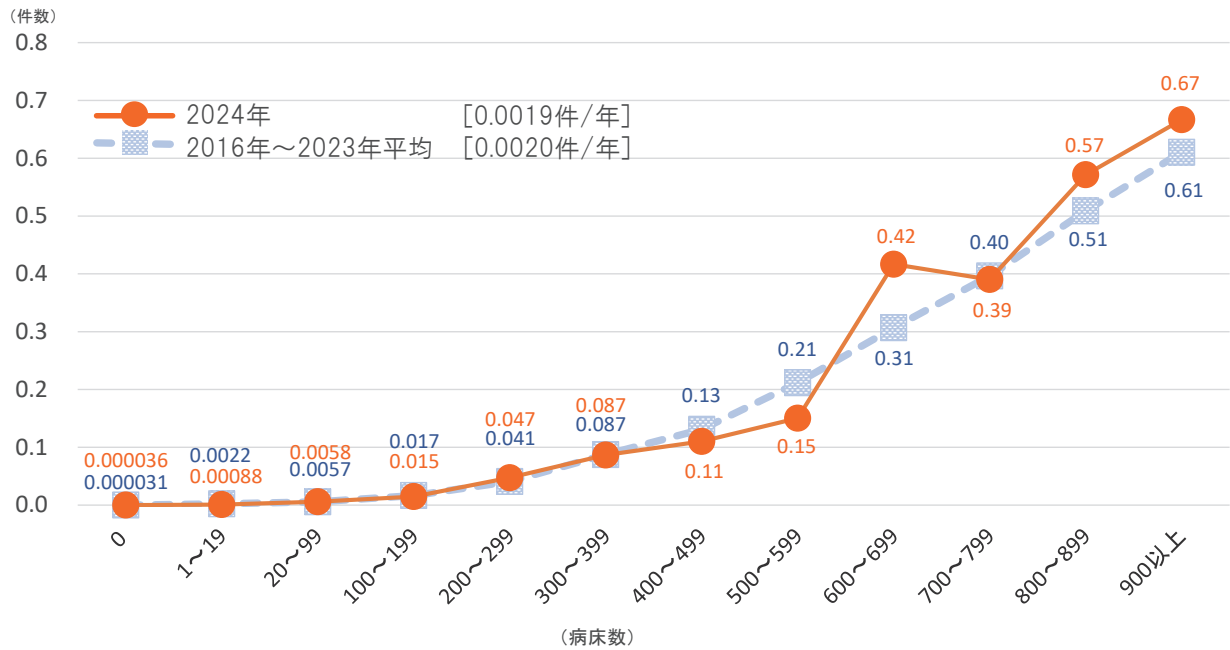


* コロナ禍における2020年1月1日~2023年5月7日および5類感染症移行後の2023年5月8日~2024年12月31日の医療事故発生報告件数を月ごとに表記している。

2020年~2024年の状況

コロナ感染者数の増加に伴い、医療事故発生報告件数に減少が認められたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、月別の変動はあるが医療事故発生報告件数はコロナ禍前と同程度になった。

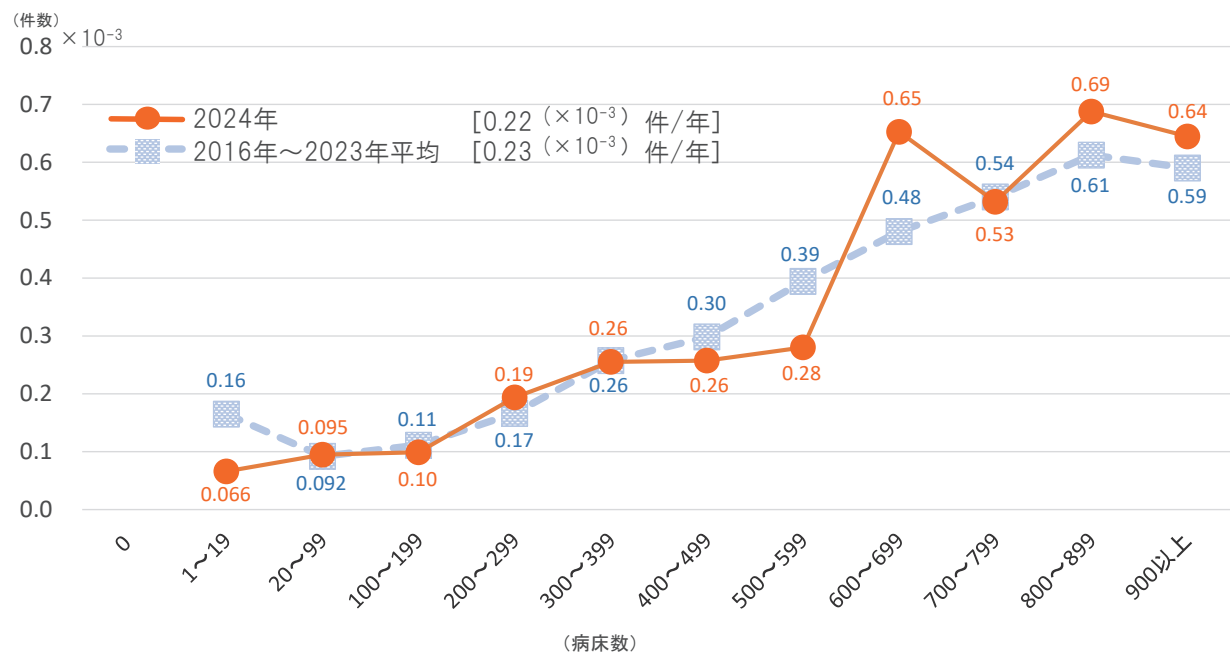
7. 病床規模別1施設あたりの医療事故発生報告件数 (数値版 2-(1)-⑥参照)



* [1施設あたりの報告件数]は、2016年～2023年は各年の1月～12月の報告件数/8年/施設数、2024年は1月～12月の報告件数/施設数として算出し、有効数字2桁で表示している。
 * [施設数]は、2016年～2023年の平均、2024年ともに「令和5年医療施設調査」(厚生労働省)に基づき算出している。

2024年の状況 1施設あたりの医療事故発生報告件数が最も多かったのは「900床以上」0.67件で、次いで多かったのが「800床～899床」0.57件であった。

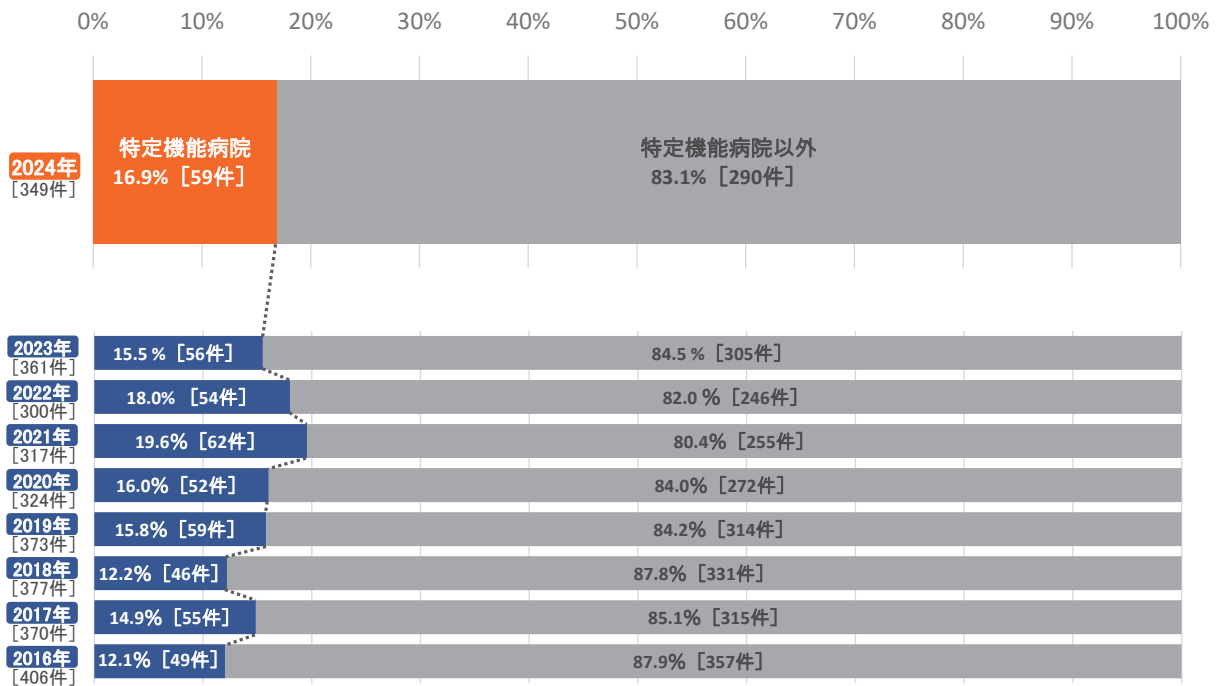
8. 病床規模別1病床あたりの医療事故発生報告件数 (数値版 2-(1)-⑥参照)



* [1病床あたりの報告件数]は、2016年～2023年は各年の1月～12月の報告件数/8年/病床数、2024年は1月～12月の報告件数/病床数として算出し、有効数字2桁で表示している。
 * [病床数]は、2016年～2023年の平均、2024年ともに「令和5年医療施設調査」(厚生労働省)に基づき算出している。
 * [病床数]には、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床、一般診療所の病床を含む。

2024年の状況 1病床あたりの医療事故発生報告件数が最も多かったのは「800床～899床」0.69 ($\times 10^{-3}$) 件で、次いで多かったのが「600床～699床」0.65 ($\times 10^{-3}$) 件であった。

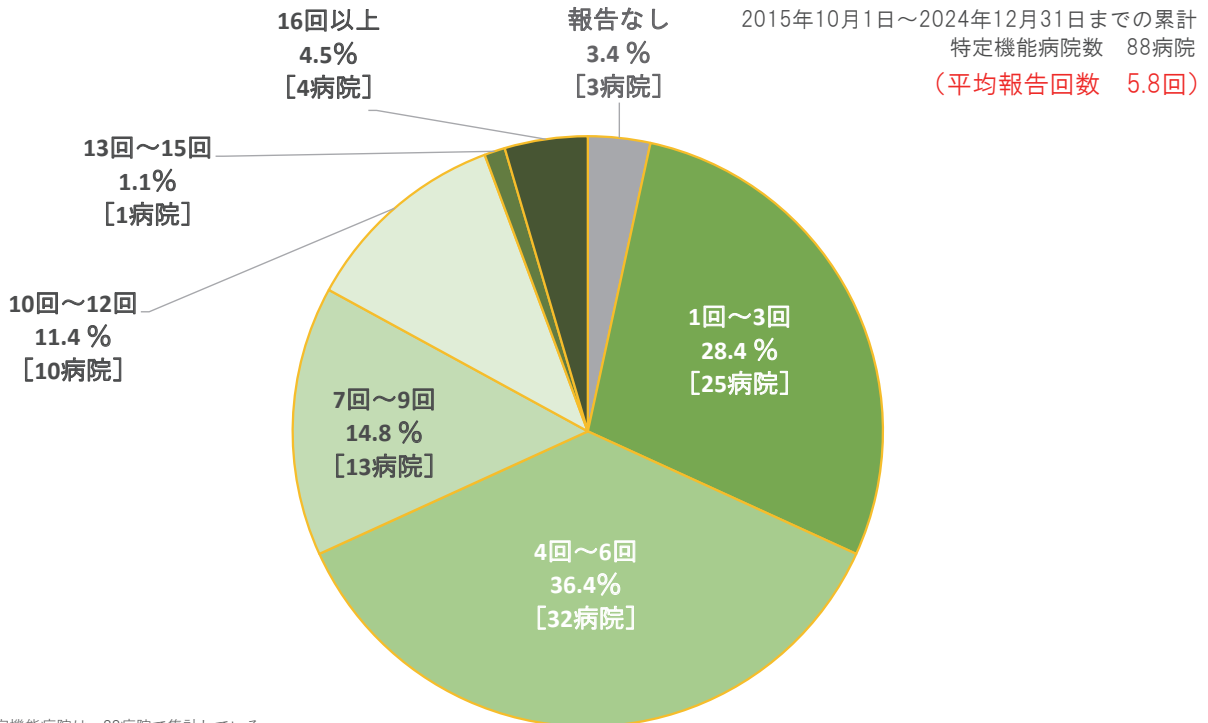
9-1. 特定機能病院の報告割合 (数値版 2-(1)-⑤参照)



* 特定機能病院は、88病院で集計している。

2024年の状況 医療事故発生報告件数のうち、特定機能病院からの報告件数は16.9% (59件) であった。

9-2. 特定機能病院における報告回数 (数値版 参考2-(1)-⑤ -i参照)



* 特定機能病院は、88病院で集計している。

* 特定機能病院の「病院数」は、2024年12月31日時点で特定機能病院の承認を受けている医療機関の報告実績であり、当該医療機関が特定機能病院として承認されていなかった期間の報告を含んでいる。

制度開始からの状況 特定機能病院の報告回数は「4回～6回」が最も多く36.4%(32病院)であった。「1回～3回」は28.4%(25病院)、「7回～9回」は14.8%(13病院)、「10回～12回」は11.4%(10病院)、「13回～15回」は1.1%(1病院)、「16回以上」は4.5%(4病院)で、報告実績がないのは、3.4%(3病院)であった。

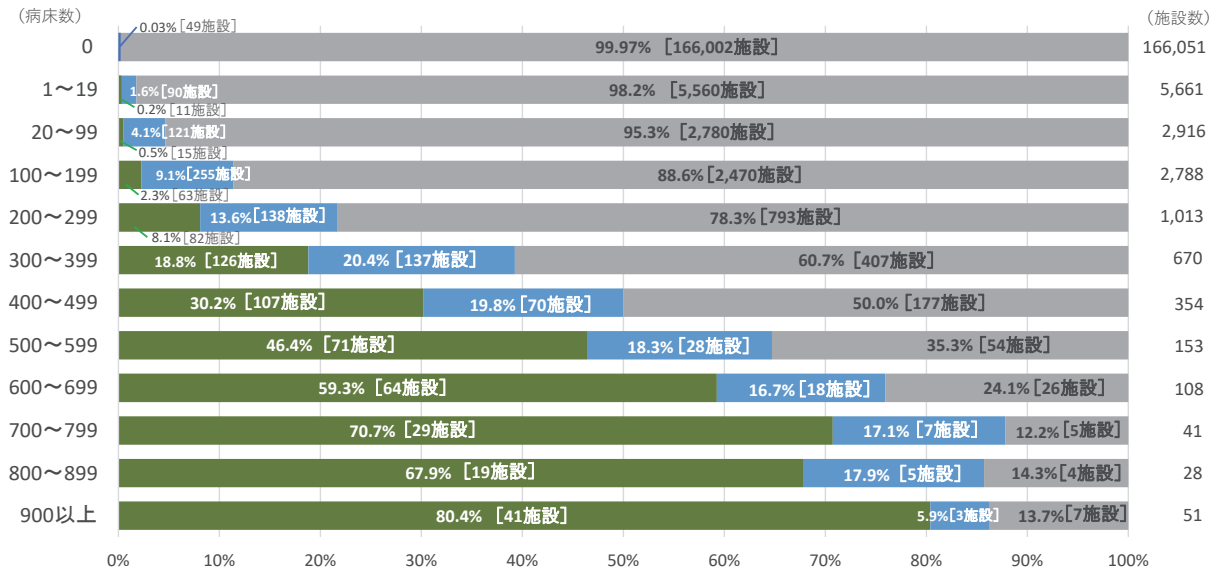
10. 病床規模別医療事故発生報告実績の割合 (数値版 参考2-(1)-⑥参照)

診療所を除く病院(20床以上)の実績

2015年10月1日～2024年12月31日までの累計

■ 報告実績あり(複数回) } 17.2% [1,399施設] ■ 報告実績なし 82.8% [6,723施設]

施設数(総数) 病院 8,122施設
診療所 171,712施設



* この集計は、2015年10月1日～2024年12月31日までの実績に基づき集計したものである。* 報告実績あり(回数)は、1つの医療機関が医療事故発生報告をした回数を示している。
* 「施設数(総数)」は、「令和5年医療施設調査(厚生労働省)」に基づき算出している。

制度開始からの状況

病床規模数の大きな施設ほど、高い報告実績率を示している。

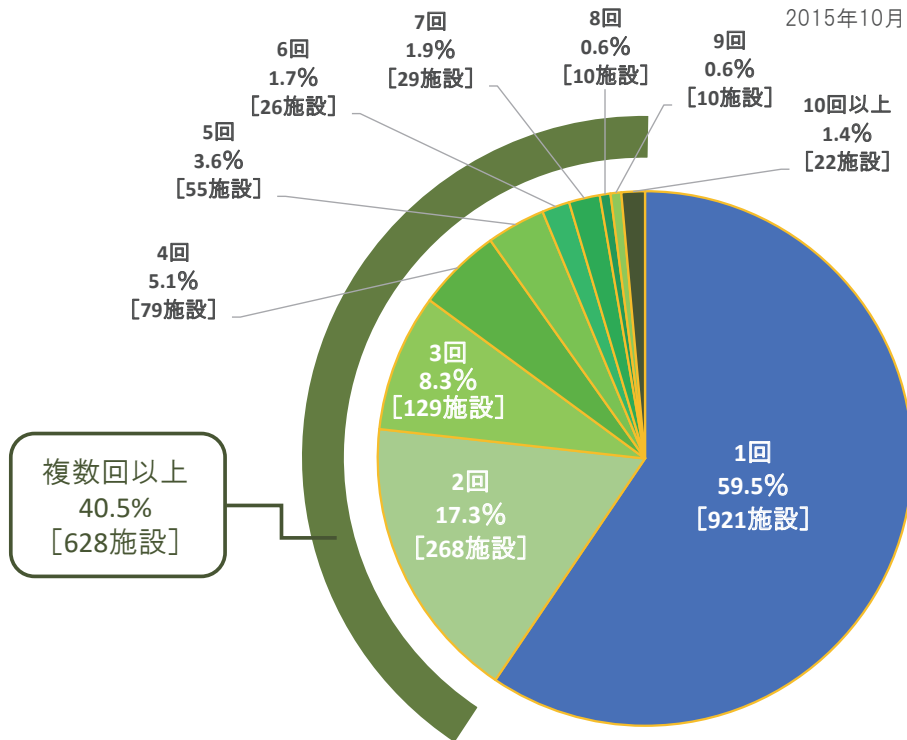
II 相談・医療事故報告等の現況
要約版

11. 医療事故発生報告施設における報告回数 (数値版 参考2-(1)-⑥参照)

2015年10月1日～2024年12月31日までの累計

報告実績あり施設数 1,549施設

(平均報告回数 2.1回)



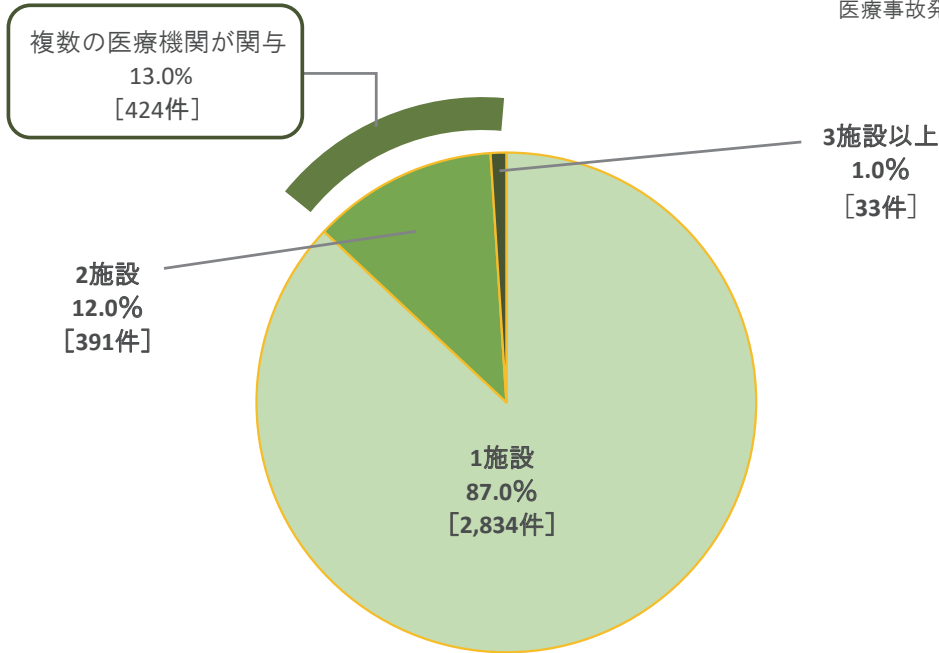
* この集計は、2015年10月1日～2024年12月31日までの実績に基づき集計したものである。

制度開始からの状況

医療事故発生報告回数は「1回」が最も多く59.5%(921施設)であり、複数回報告があった施設は40.5%(628施設)であった。

12. 1 事例に関与した医療機関数 (数値版 2-(1)-⑦参照)

2015年10月1日～2024年12月31日までの累計
医療事故発生報告件数 3,258 件



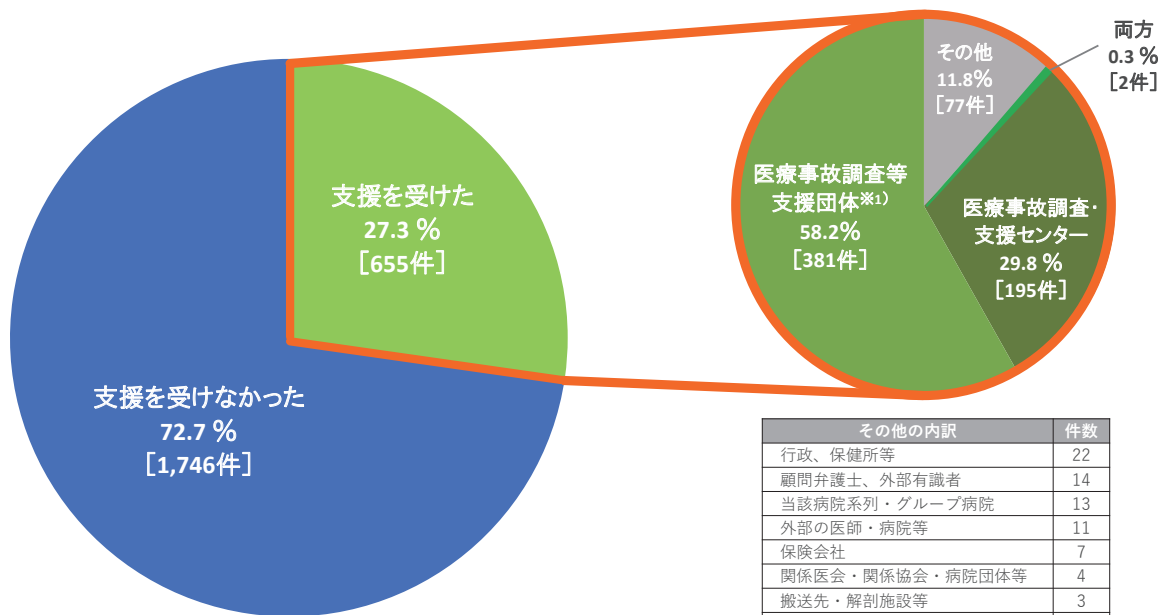
* この集計は、医療事故発生報告の情報に基づき、センターが分類、集計したものである。

制度開始からの状況

複数の医療機関が関与していた事例は13.0%(424件)あり、そのうち、2施設が12.0%(391件)、3施設以上が1.0%(33件)であった。

13. 事故報告判断における支援状況と支援依頼先の内訳 (数値版 2-(1)-⑫・2-(1)-⑬参照)

2018年1月1日～2024年12月31日までの報告件数 2,401件



その他の内訳	件数
行政、保健所等	22
顧問弁護士、外部有識者	14
当該病院系列・グループ病院	13
外部の医師・病院等	11
保険会社	7
関係医会・関係協会・病院団体等	4
搬送先・解剖施設等	3
上記以外	3
合計	77

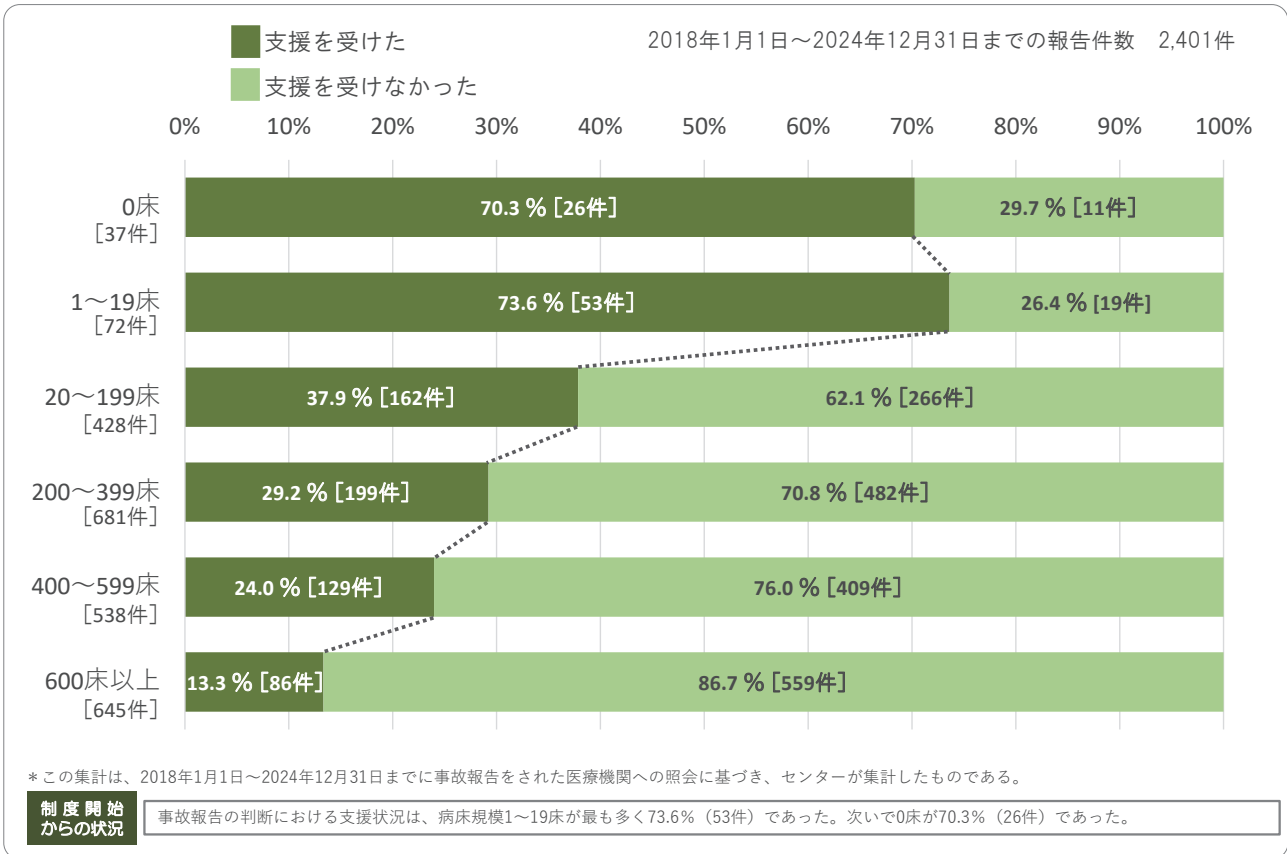
* この集計は、2018年1月1日～2024年12月31日までに事故報告をされた医療機関への照会に基づき、センターが集計したものである。

※1) 「医療事故調査等支援団体」とは、令和4年12月7日付厚生労働省告示第350号に定められた医学医術に関する学術団体、その他厚生労働大臣が定めた団体から構成される。

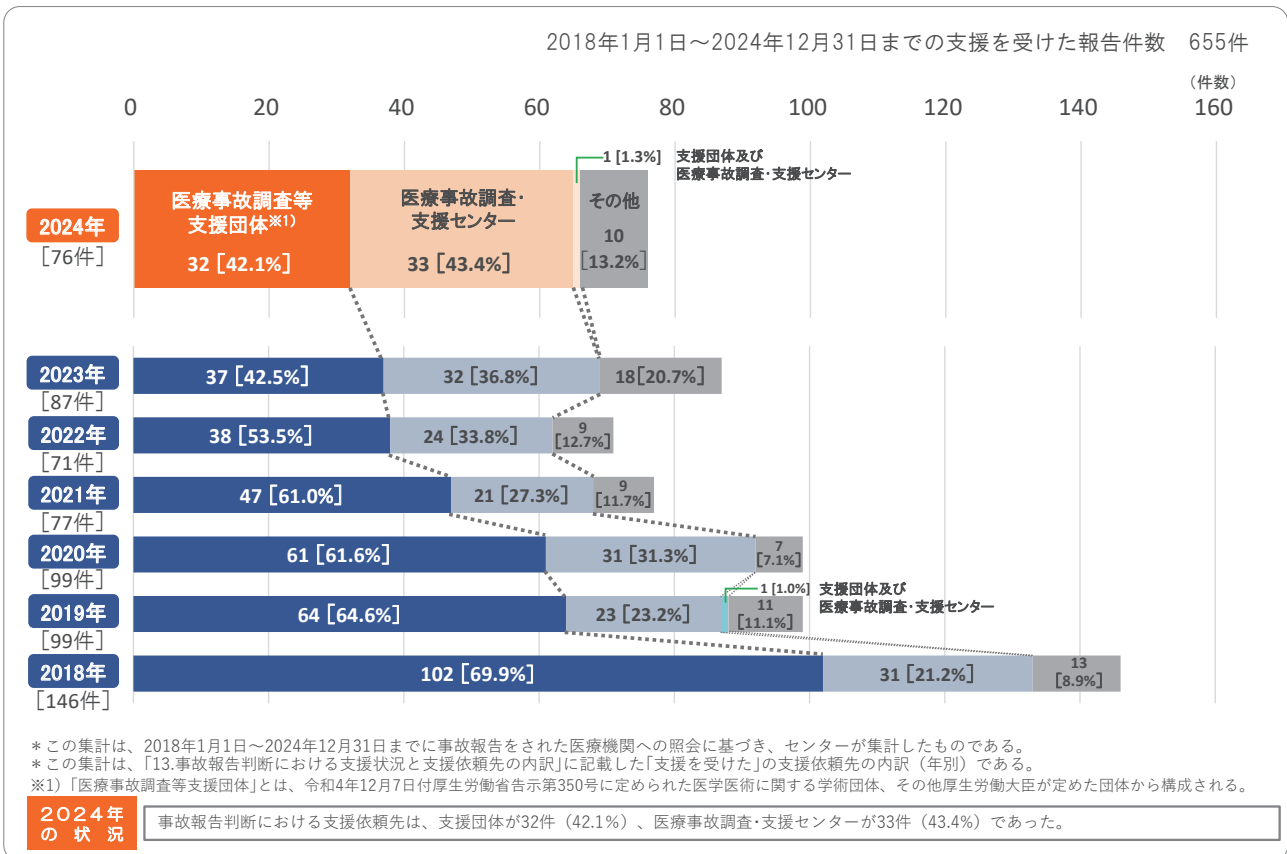
制度開始からの状況

2018年1月1日～2024年12月31日までに報告のあった2,401件のうち、事故報告の判断における支援を受けたのは27.3%(655件)あった。支援依頼先としては、支援団体が58.2%(381件)、医療事故調査・支援センターが29.8%(195件)であった。

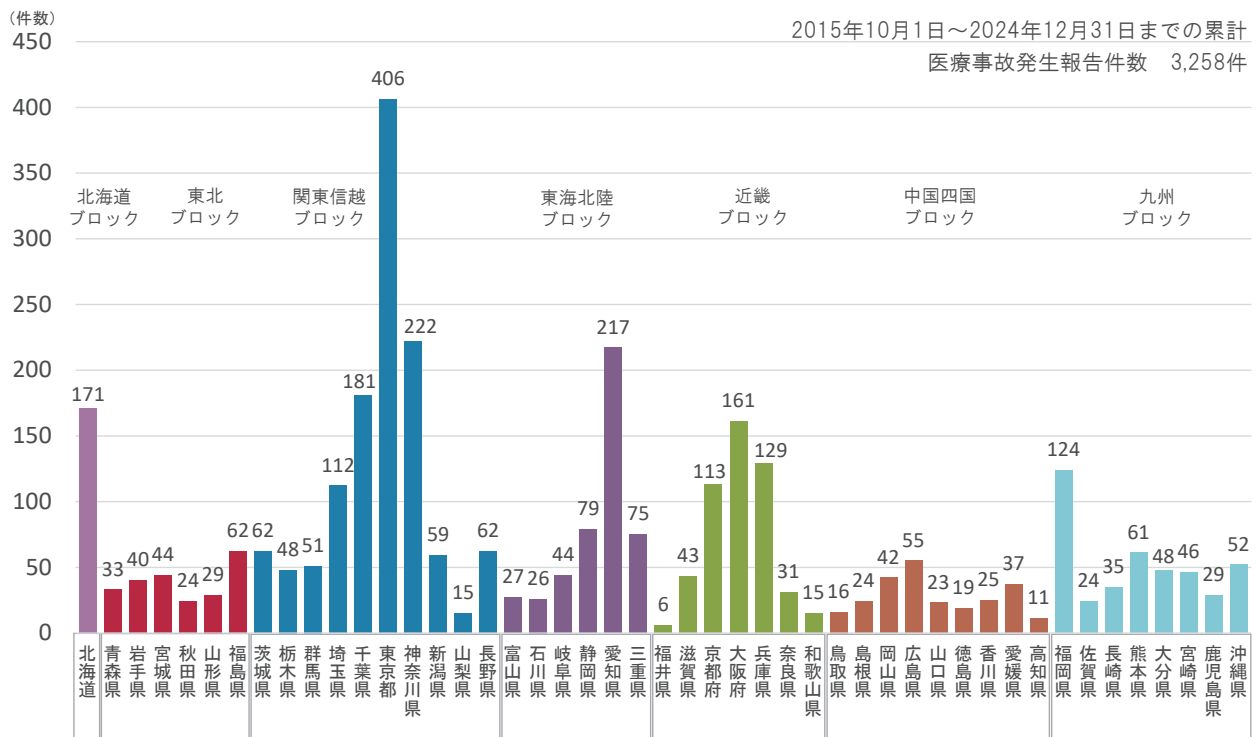
14. 病床規模別事故報告判断における支援状況 (数値版 2-(1)-⑭参照)



15. 事故報告判断における支援依頼先の内訳 (年別) (数値版 2-(1)-⑬参照)



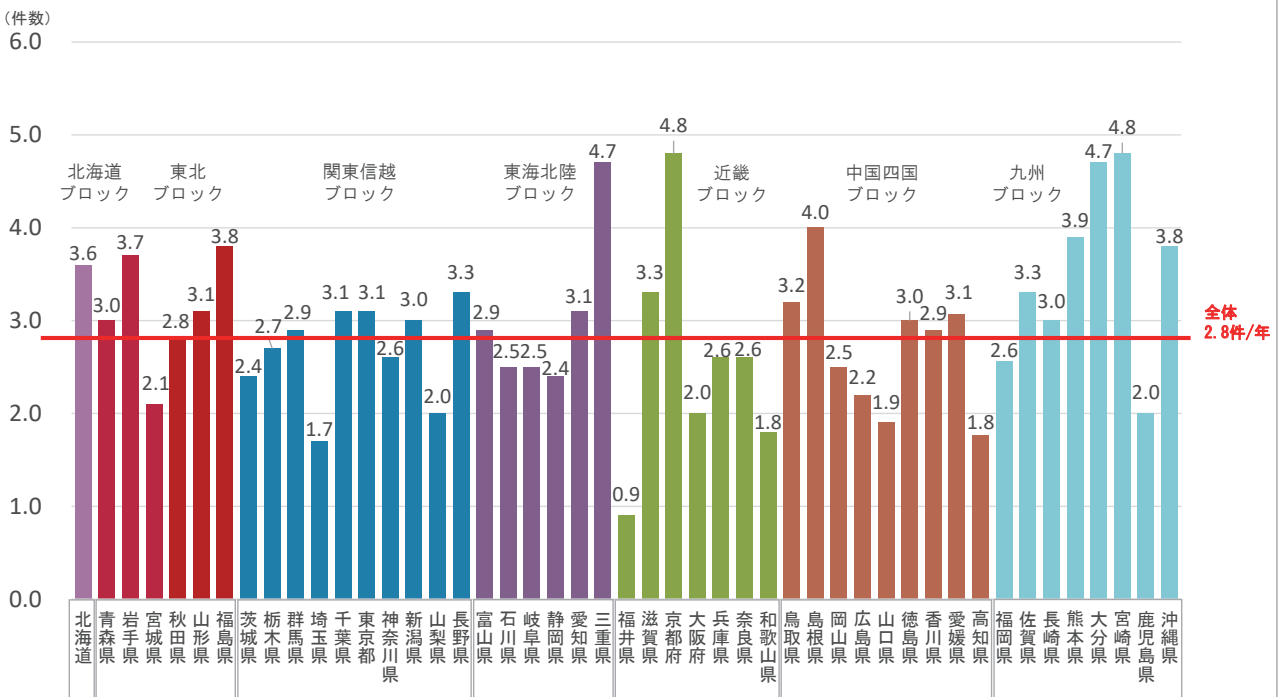
16. 都道府県別医療事故発生報告件数 (数値版 2-(1)-⑧参照)



制度開始からの状況

都道府県別にみた制度開始からの医療事故発生報告件数が最も多かったのは「東京都」406件、次いで「神奈川県」222件であった。

17. 都道府県別人口100万人あたりの医療事故発生報告件数[1年換算] (数値版 参考2-(1)-⑧参照)



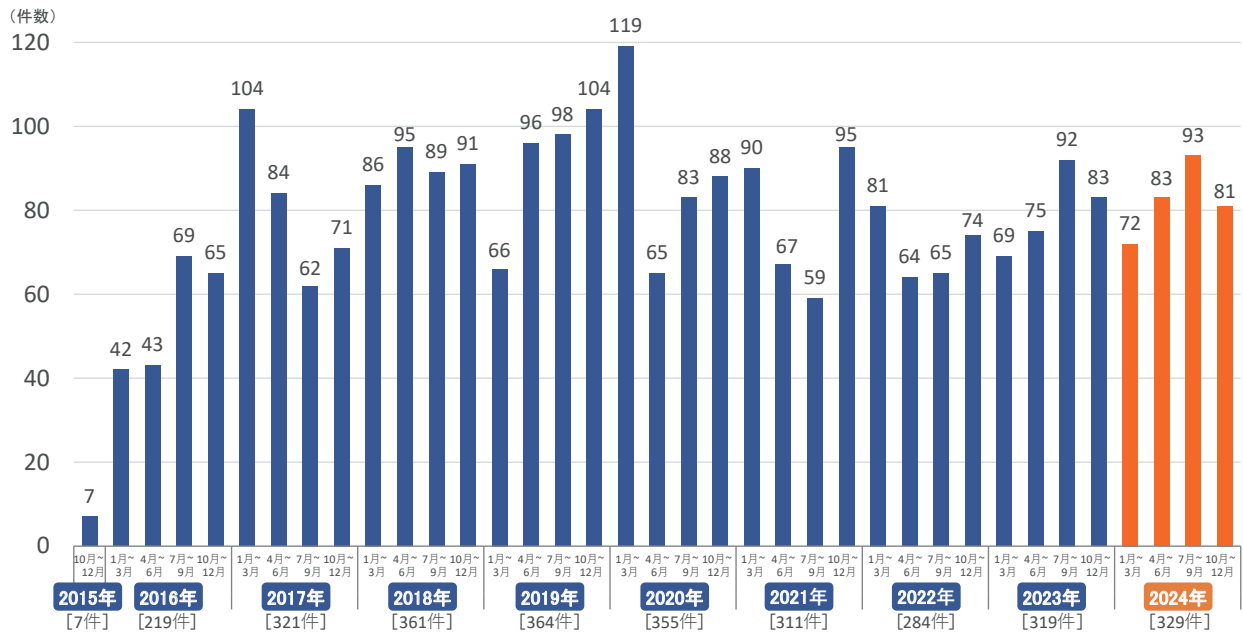
*「人口100万人あたりの報告件数」とは、医療事故発生報告件数/9.25/人口(「令和5年人口推計」総務省統計局)×100万として算出している(1年換算)。

制度開始からの状況

人口100万人あたりの医療事故発生報告件数(制度開始からの累計)を1年換算した件数は全体で2.8件/年であった。最も多かったのは「京都府」「宮崎県」の4.8件、続いて「三重県」「大分県」の4.7件であった。

院内調査結果報告の状況

18. 院内調査結果報告件数の推移 (数値版 参考3-(1)-①参照)



* 院内調査結果報告件数を四半期ごとに表記している。

2024年の状況 院内調査結果報告は、329件であり、70~90件台/四半期で推移していた。

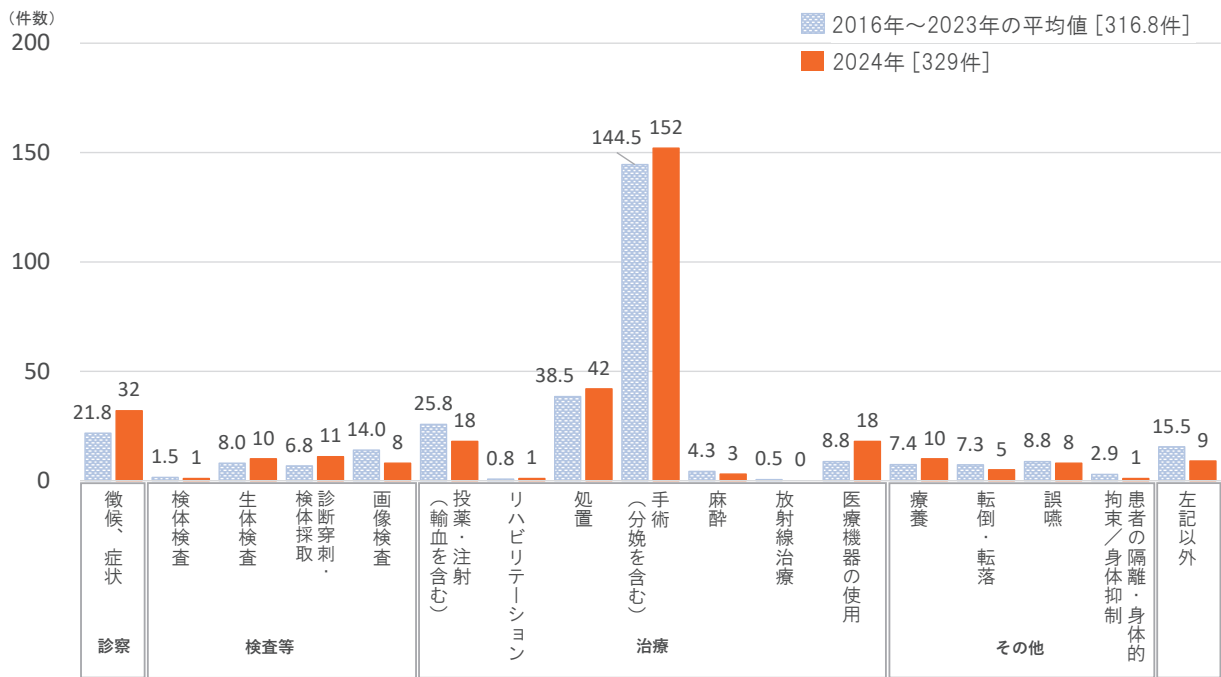
19. 医療事故発生報告件数および院内調査結果報告件数累計の推移

(数値版 参考2-(1)-①-i・参考3-(1)-①参照)



制度開始からの状況 医療事故発生報告件数の累計と院内調査結果報告件数の累計は、ほぼ比例しながら推移している。

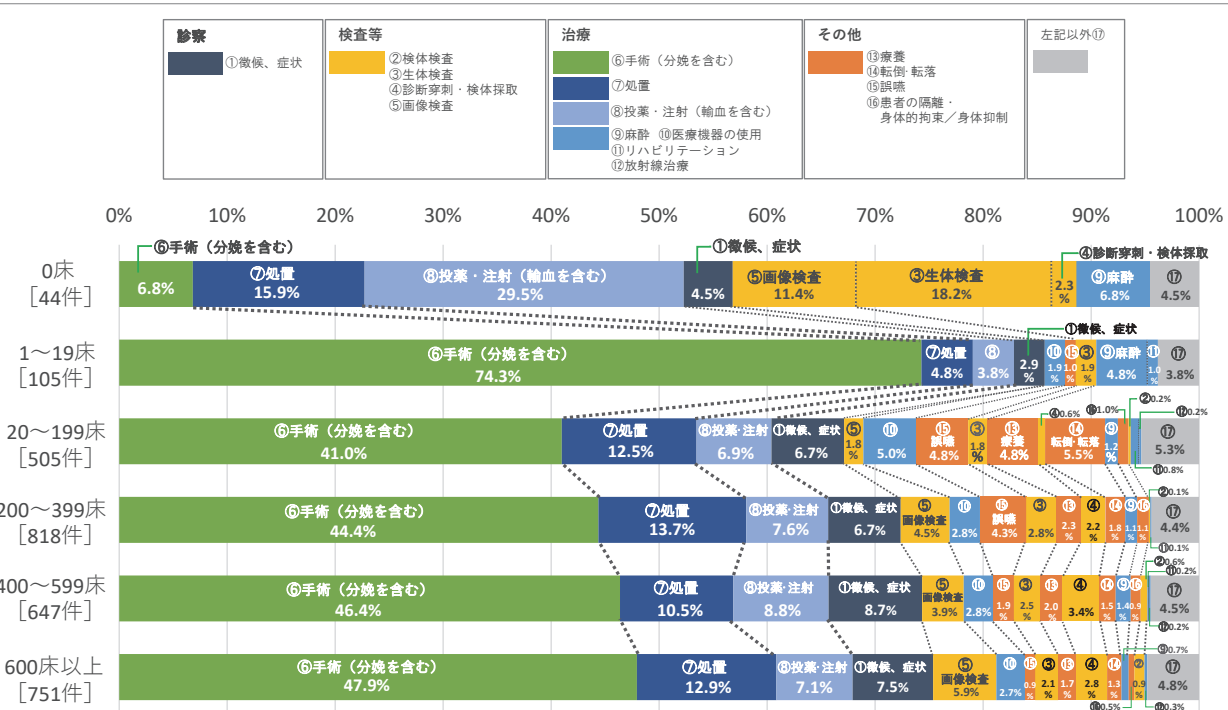
20-1. 起因した医療(疑いを含む)の分類別院内調査結果報告件数 (数値版 3-(2)-①参照)



*「起因した医療(疑いを含む)の分類」は、厚生労働省医政局長通知(平成27年5月8日医政発0508第1号)の別添「医療に起因する(疑いを含む)死亡又は死産の考え方」に基づき、2016年～2017年は医療事故発生報告の内容をセンターが分類、集計したものであるが、2018年1月以降は医療機関から報告された院内調査結果報告の内容に基づき集計している。
 *「左記以外」には、原因不明の急性呼吸不全、死因の特定が不能なもの、急性心筋梗塞による死亡の疑い等が含まれ、分類困難だったものである。

2024年の状況 起因した医療(疑いを含む)別に分類した院内調査結果報告件数は、「手術(分娩を含む)」が最も多く152件であり、次いで多かったのは「処置」42件であった。

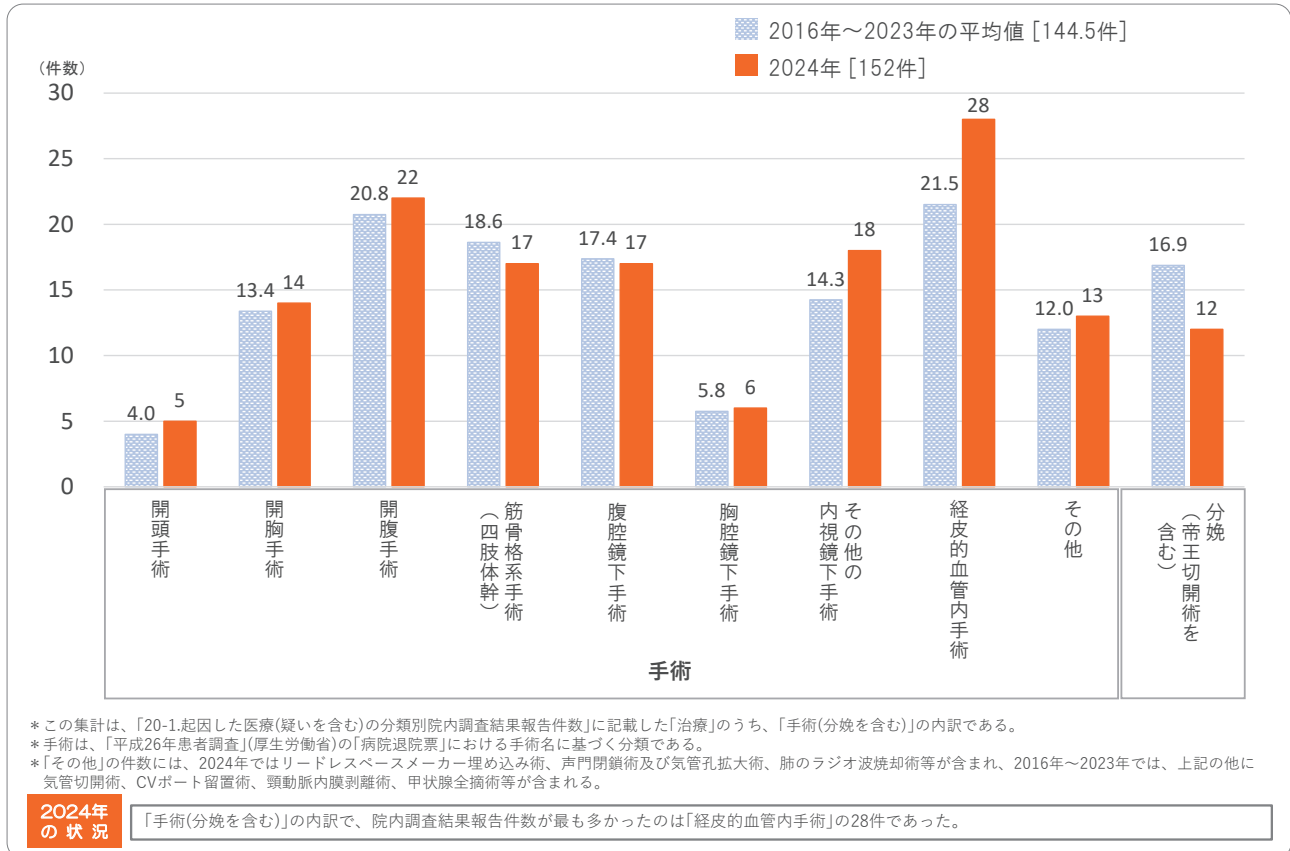
20-2. 病床規模別「起因した医療(疑いを含む)の分類」の割合 (数値版 3-(2)-③参照)



*「起因した医療(疑いを含む)の分類」は、厚生労働省医政局長通知(平成27年5月8日医政発0508第1号)の別添「医療に起因する(疑いを含む)死亡又は死産の考え方」に基づき、2015年～2017年は医療事故発生報告の内容をセンターが分類、集計したものであるが、2018年1月以降は医療機関から報告された院内調査結果報告の内容に基づき集計している。
 *「左記以外」には、原因不明の急性呼吸不全、死因の特定が不能なもの、急性心筋梗塞による死亡の疑い等が含まれ、分類困難だったものである。

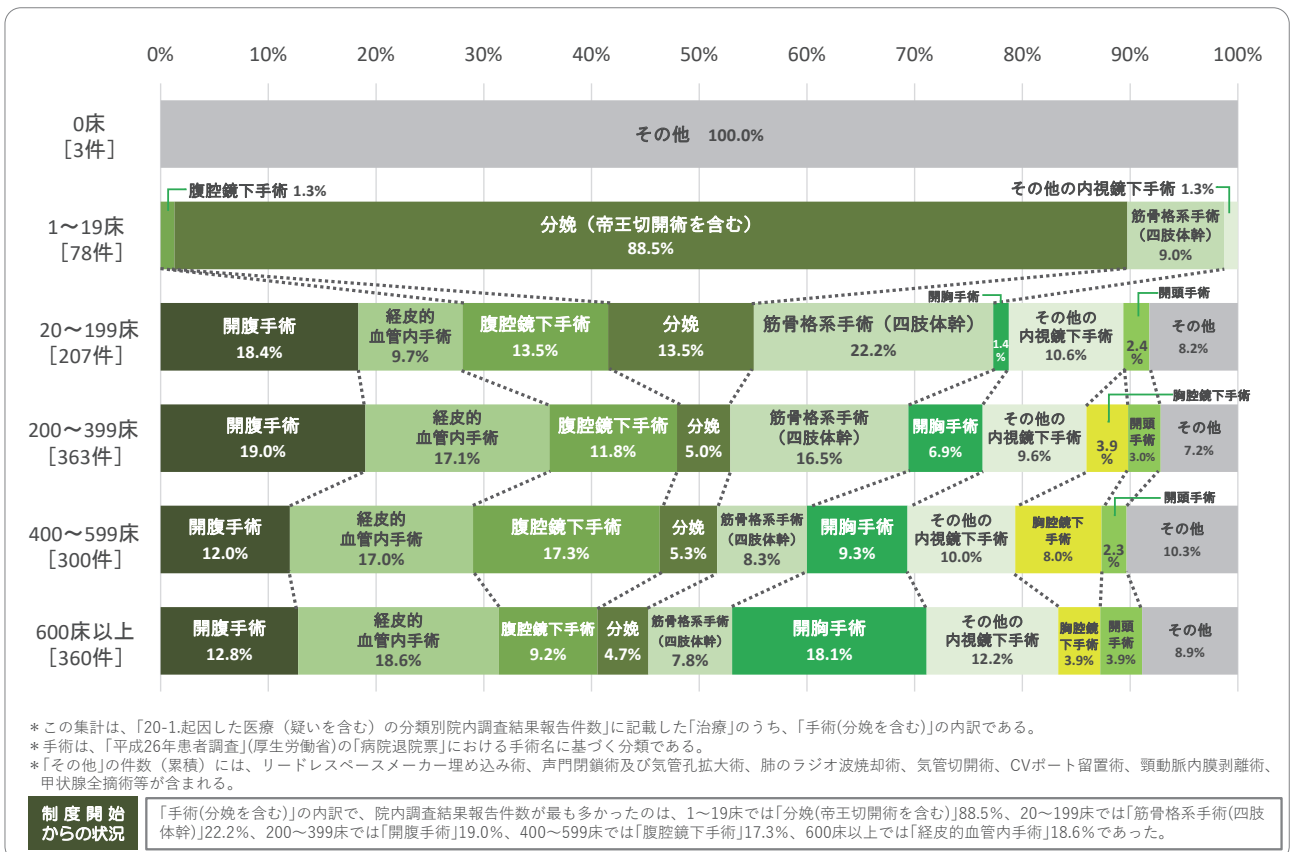
制度開始からの状況 病床規模別の起因した医療の分類は、無床では「投薬・注射(輸血を含む)」が29.5%の割合を占めるが、有床ではいずれも「手術(分娩を含む)」が約半数近い割合を占め、特に1～19床では、74.3%を「手術(分娩を含む)」が占めた。

21-1. 「手術(分娩を含む)」の内訳 (数値版 3-(2)-②参照)



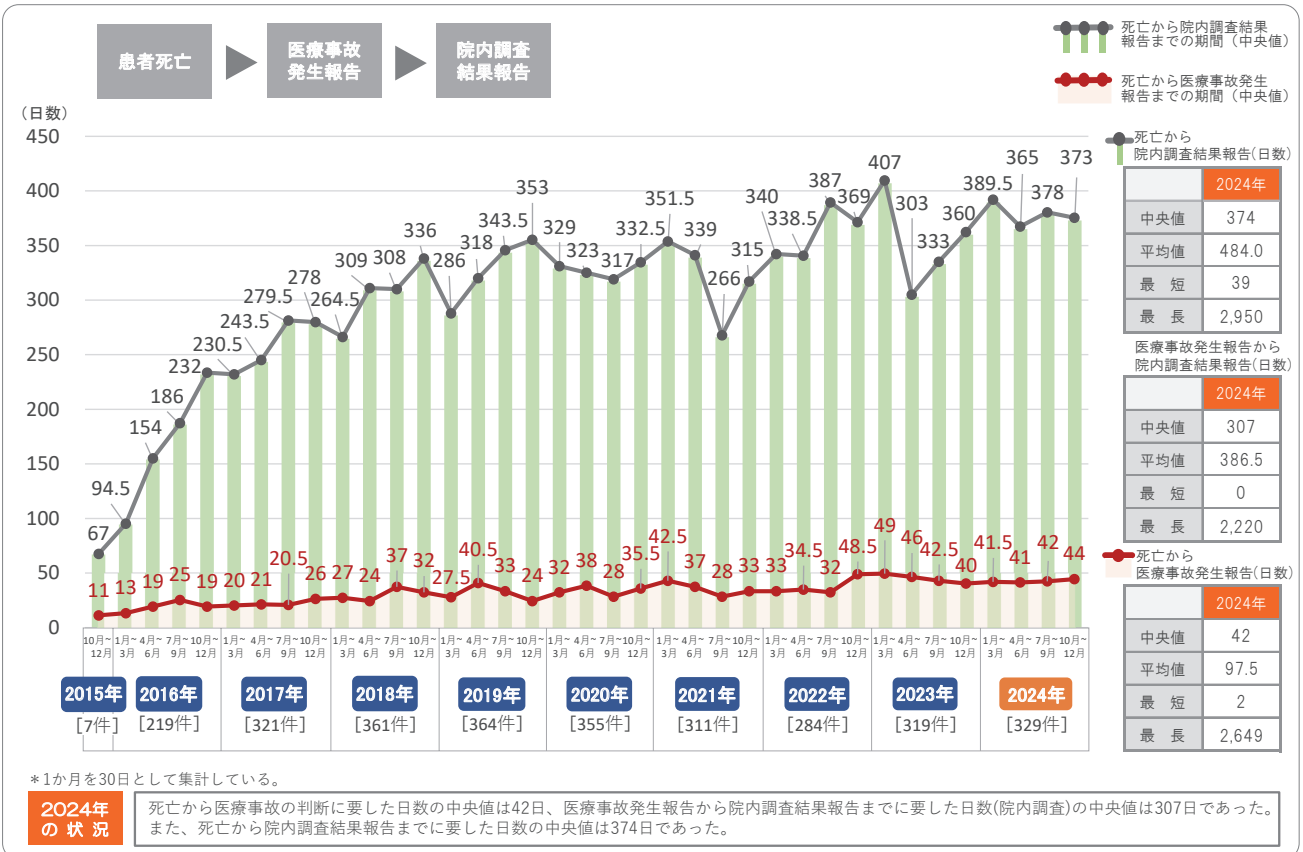
II 相談・医療事故報告等の現況
要約版

21-2. 病床規模別「手術(分娩を含む)」の内訳の割合 (数値版 3-(2)-④参照)



22. 患者死亡から医療事故発生報告および院内調査結果報告までの期間

(数値版 参考3-(1)-⑧-i,ii参照)



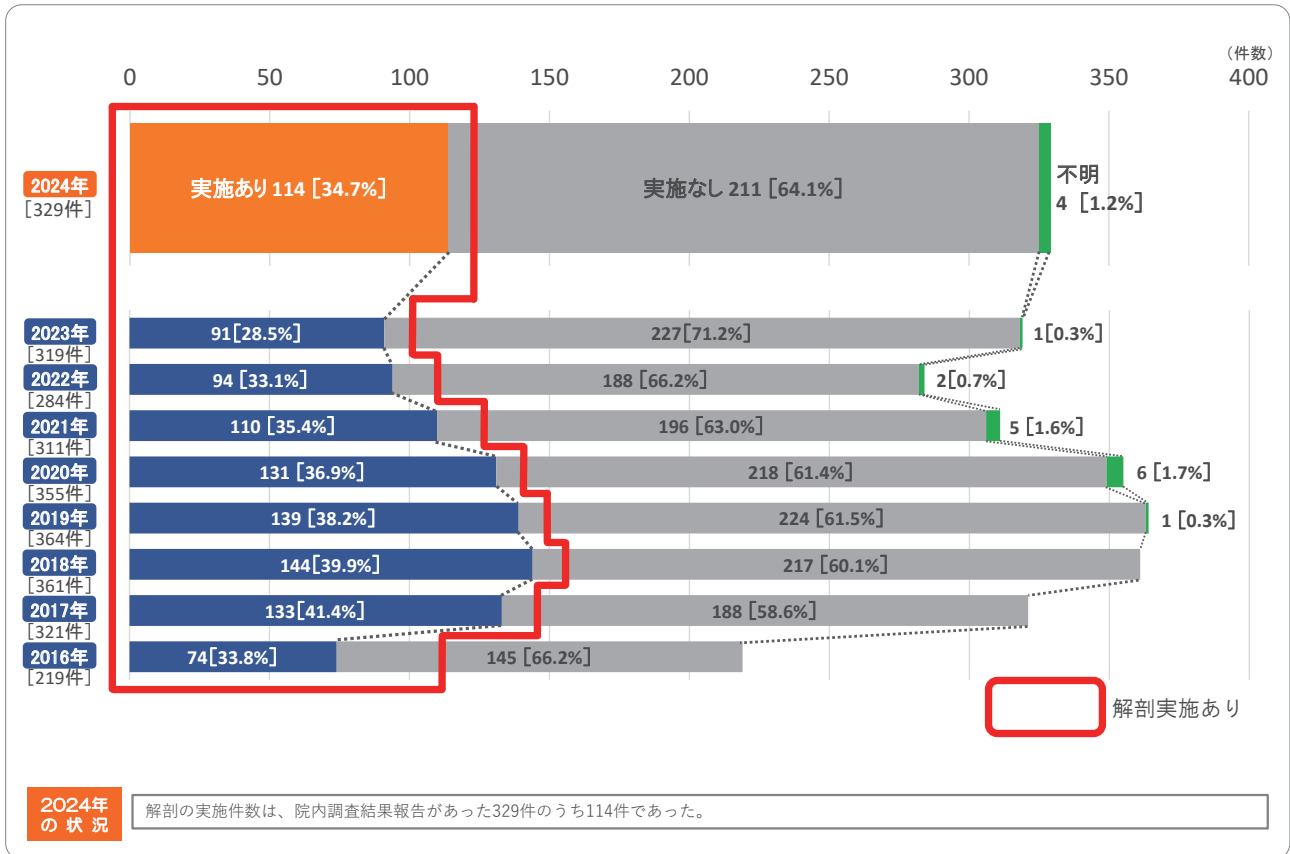
23. 院内調査結果報告までに要した期間とその理由 (数値版 参考3-(1)-7参照)

理由		報告までに要した期間 (重複計上)			合計
		1年6か月以上 ～2年未満	2年以上～ 2年6か月未満	2年6か月以上	
制度	制度の理解不足	4	0	1	5
	解剖結果が出るまでに時間を要した	1	0	0	1
調査	外部委員の派遣までに時間を要した	3	2	4	9
	委員会開催のための日程調整に時間を要した	7	3	9	19
	調査検討に時間を要した(委員会を複数開催した等)	3	2	3	8
	報告書の作成に時間を要した	16	5	17	38
	複数の報告事例があり順番に対応しているため時間を要した	1	0	3	4
	他の業務があり時間を要した	0	0	2	2
説明	遺族への調査結果の説明やその後の対応に時間を要した	14	5	8	27
	コロナ対応のため時間を要した	0	1	8	9
その他	担当者交代もしくは人員削減により時間を要した	2	0	2	4
	上記以外の理由で時間を要した	1	0	2	3

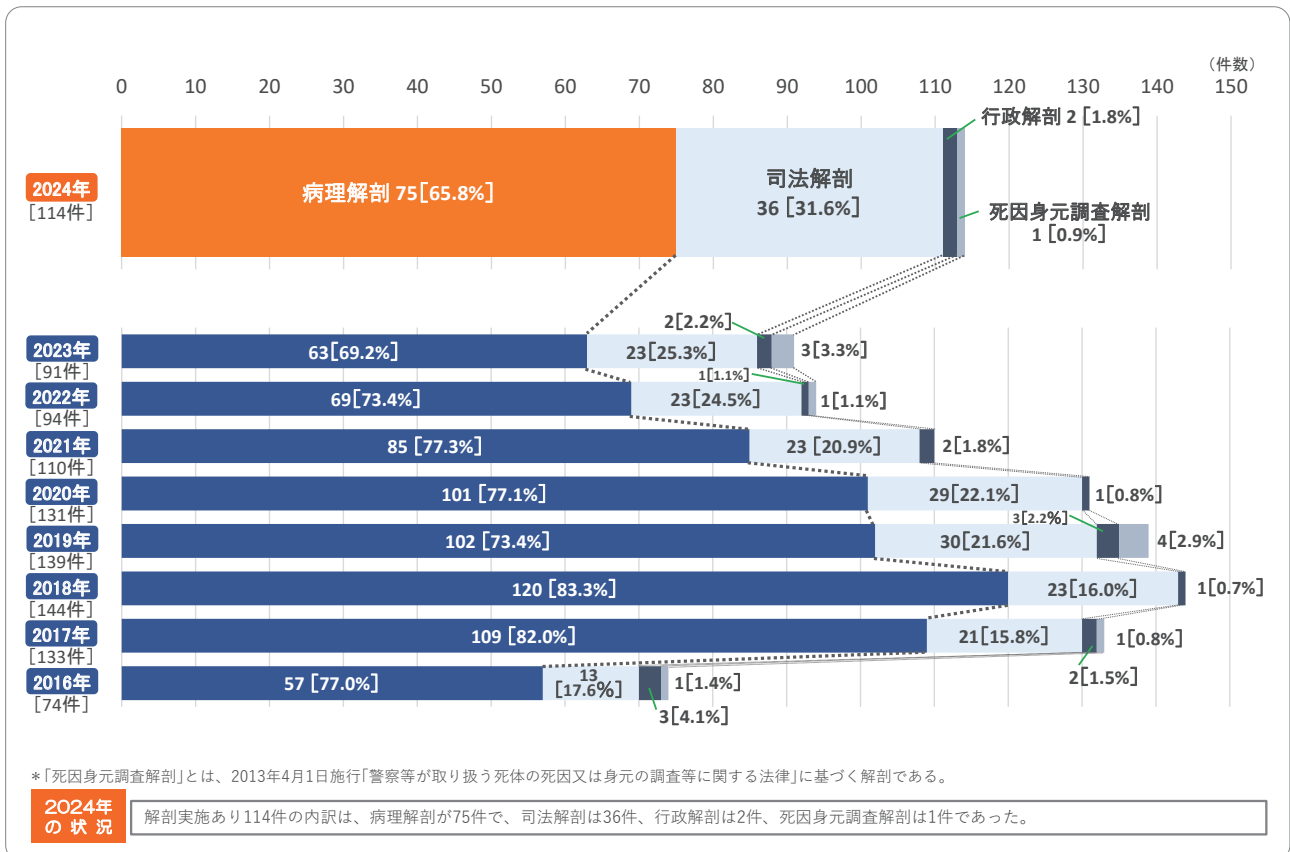
* 2024年1月1日～12月31日時点において、院内調査結果報告329件のうち、医療事故発生報告から院内調査結果報告までに1年6か月以上要した69件について集計している。
* この集計は、医療機関への照会に基づきセンターが集計したものである。

2024年の状況 院内調査結果報告までに時間を要した理由は「報告書の作成に時間を要した」が38件で最も多かった。次いで「遺族への調査結果の説明やその後の対応に時間を要した」が27件、「委員会開催のための日程調整に時間を要した」が19件であった。

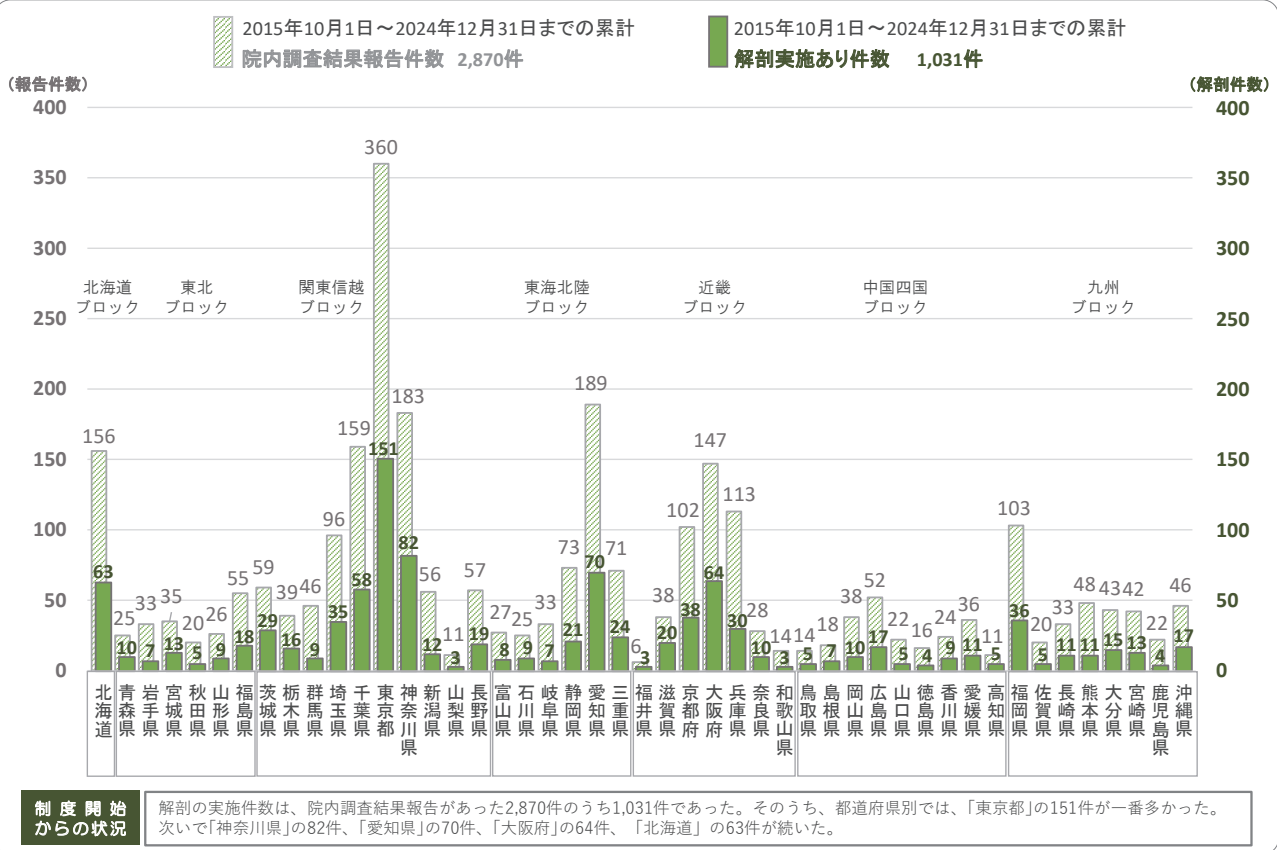
24-1. 解剖の実施状況 (数値版 3-(3)-①参照)



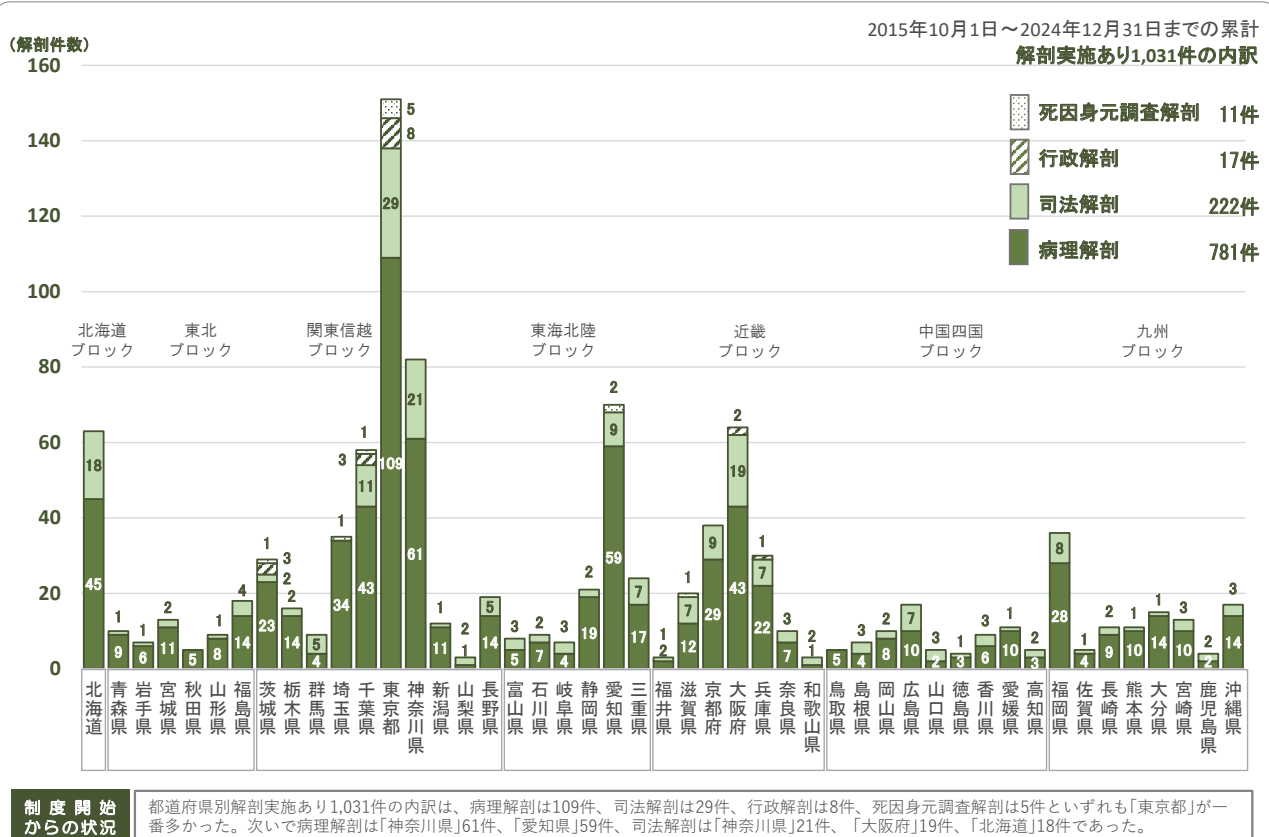
24-2. 解剖実施ありの内訳 (数値版 3-(3)-①参照)



24-3. 都道府県別解剖実施の状況 (数値版3-(3)-②参照)

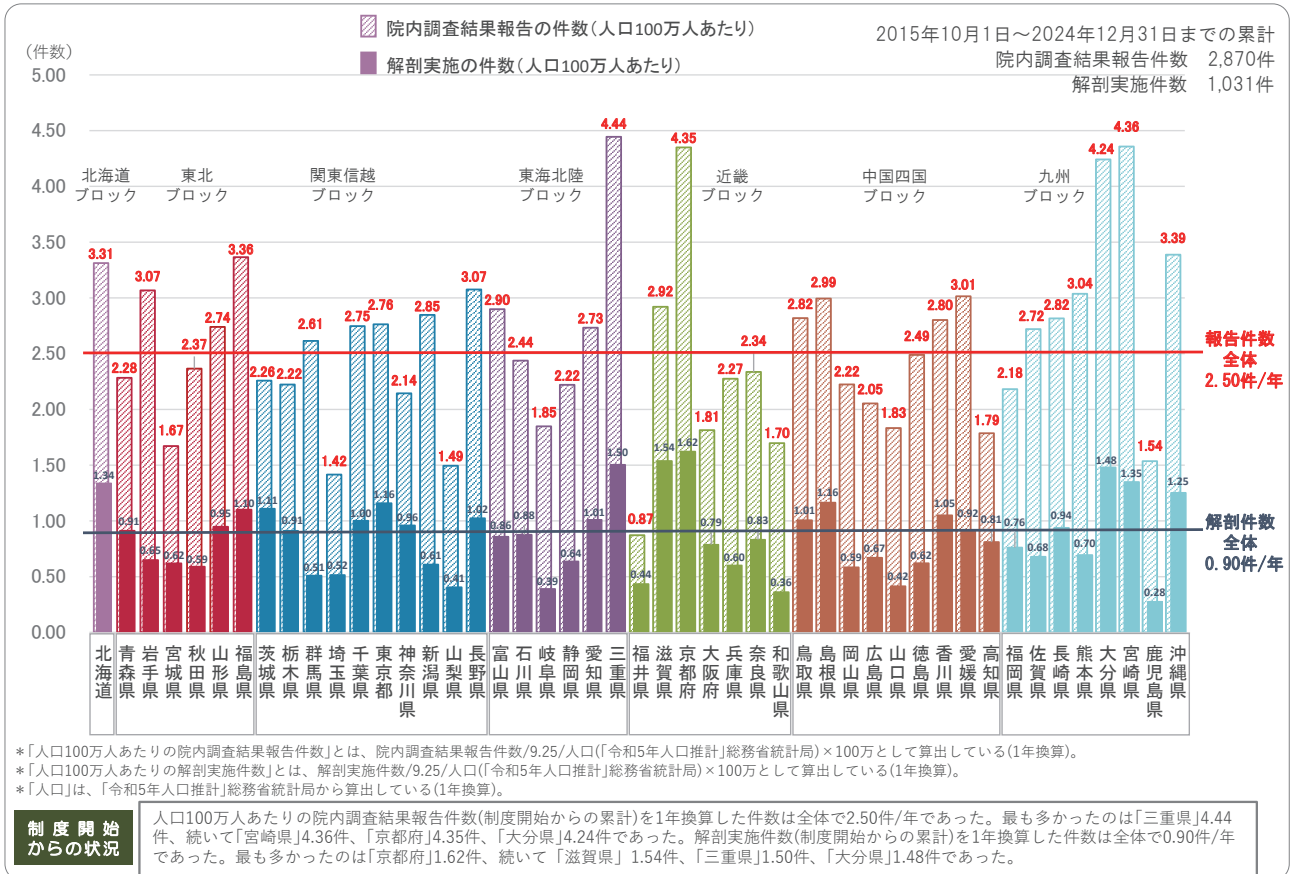


24-4. 都道府県別解剖実施ありの内訳 (数値版3-(3)-②参照)



24-5. 都道府県別院内調査結果報告件数並びに解剖実施件数(人口100万人あたり[1年換算])

(数値版3-(3)-②参照)



II 相談・医療事故報告等の現況
要約版

24-6. 病理解剖実施なしの理由<4か月間の集計> (数値版 参考3-(3)-①ii参照)

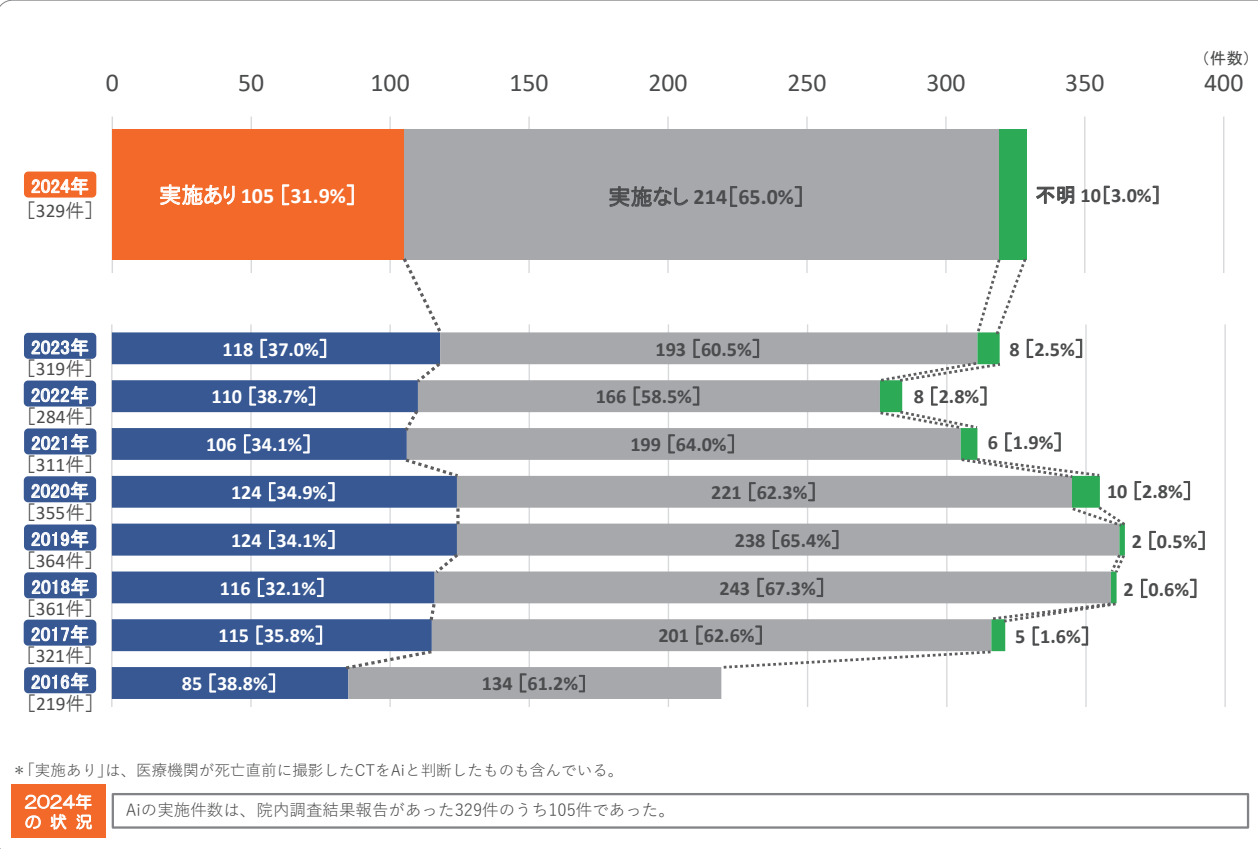
2024年9月1日～2024年12月31日までの累計
 医療事故発生報告件数 122件/ 解剖実施なし件数95件

病理解剖を実施しなかった理由	件数
遺族に同意を得られなかった	56
病理解剖は必要ないと判断した	11
病理解剖以外の解剖(司法解剖)となった	9
警察対応等となった	6
時期を逸した	6
その他	3
不明	4
合計	95

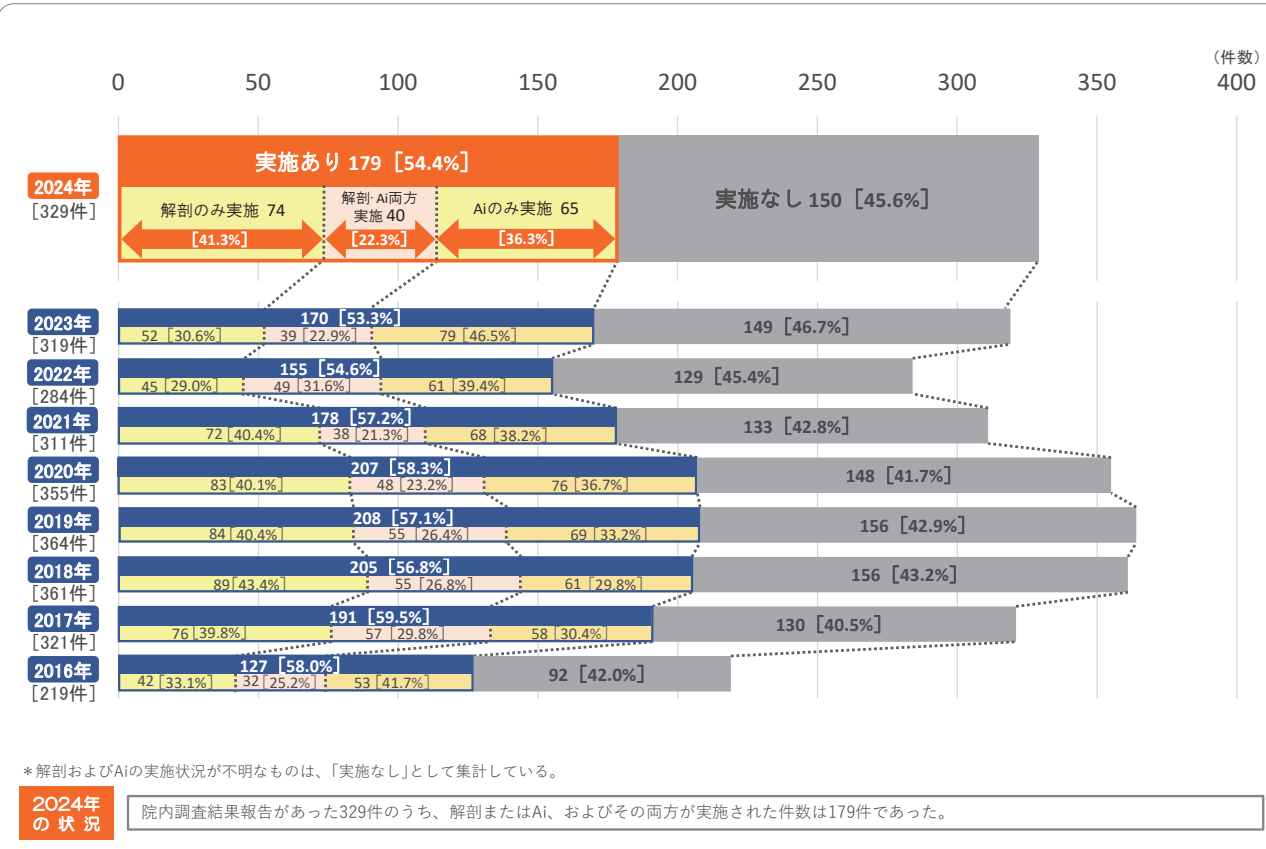
※この集計は、病理解剖の必要性の説明の有無について具体的状況を把握することを目的にセンターが病理解剖を実施しなかった医療機関に照会した内容をまとめたものである。
 ※この集計は、試験的な試みとして「病理解剖を実施しなかった理由」の考え方を整理して、昨年に引き続き照会期間を2024年9月1日～同年12月31日までの4か月間に限り、医療事故発生報告に基づき集計している。

2024年9月～12月の状況
 解剖を実施しなかった理由は「遺族に同意を得られなかった」が56件で最も多かった。次いで「病理解剖は必要ないと判断した」が11件で、「病理解剖以外の解剖(司法解剖)となった」が9件であった。

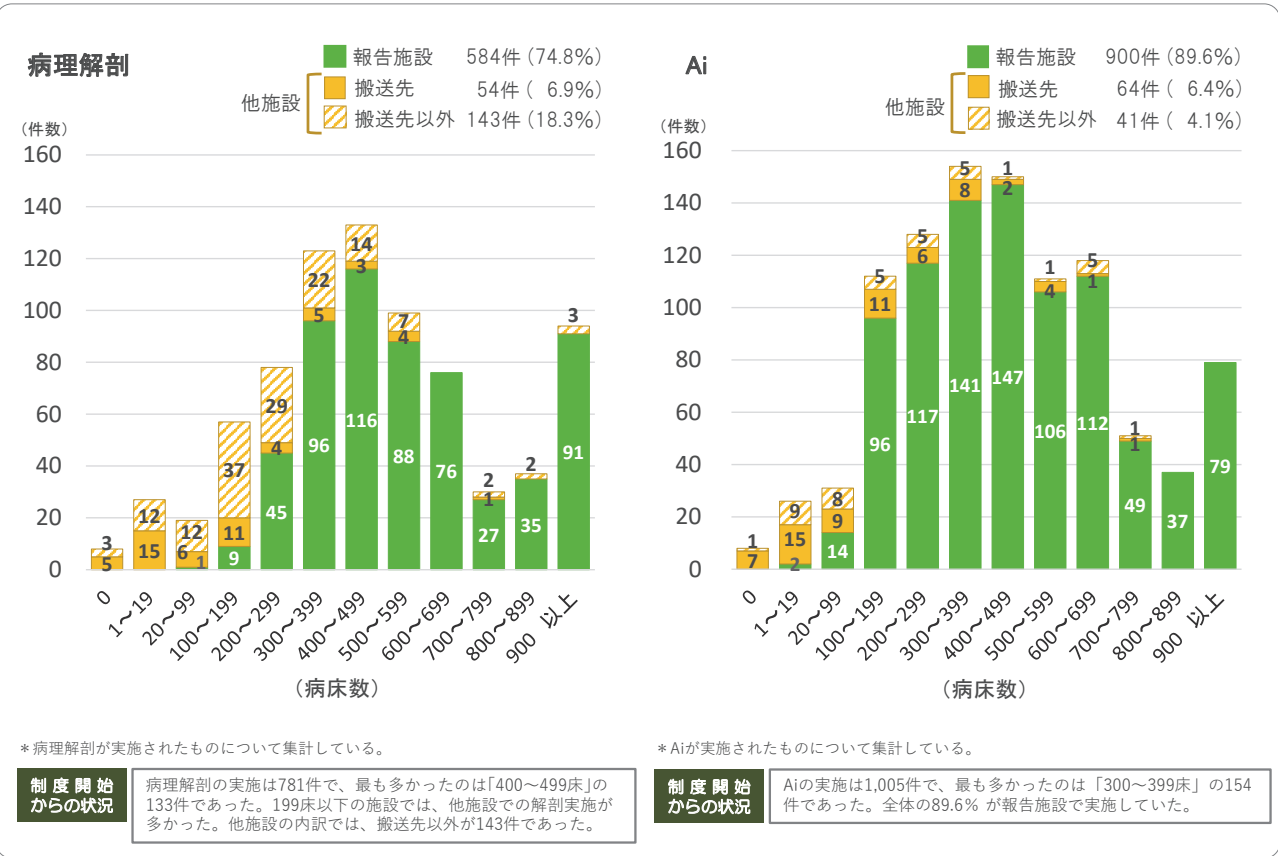
25. 死亡時画像診断(Ai)の実施状況 (数値版 3-(3)-③参照)



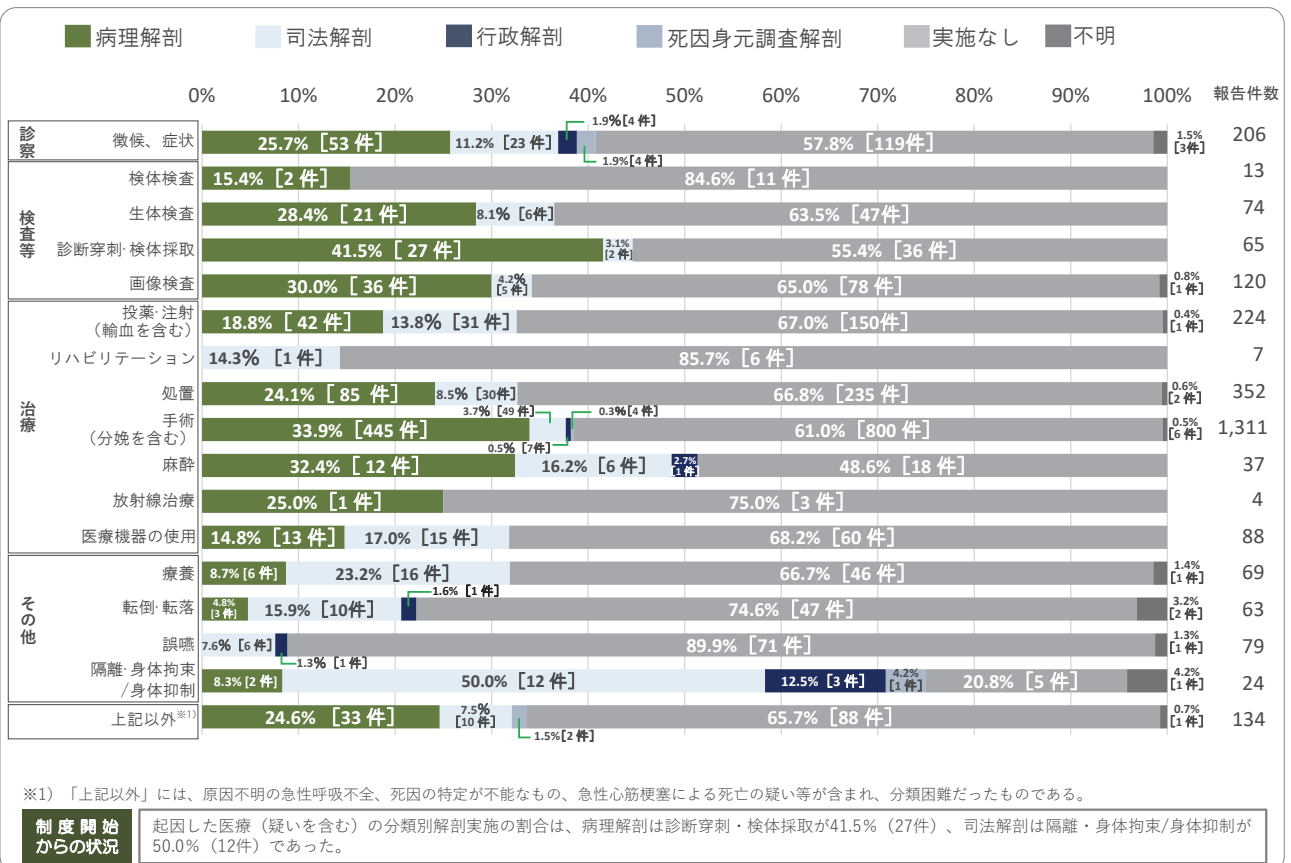
26. 解剖とAiの実施状況の内訳 (数値版 3-(3)-④参照)



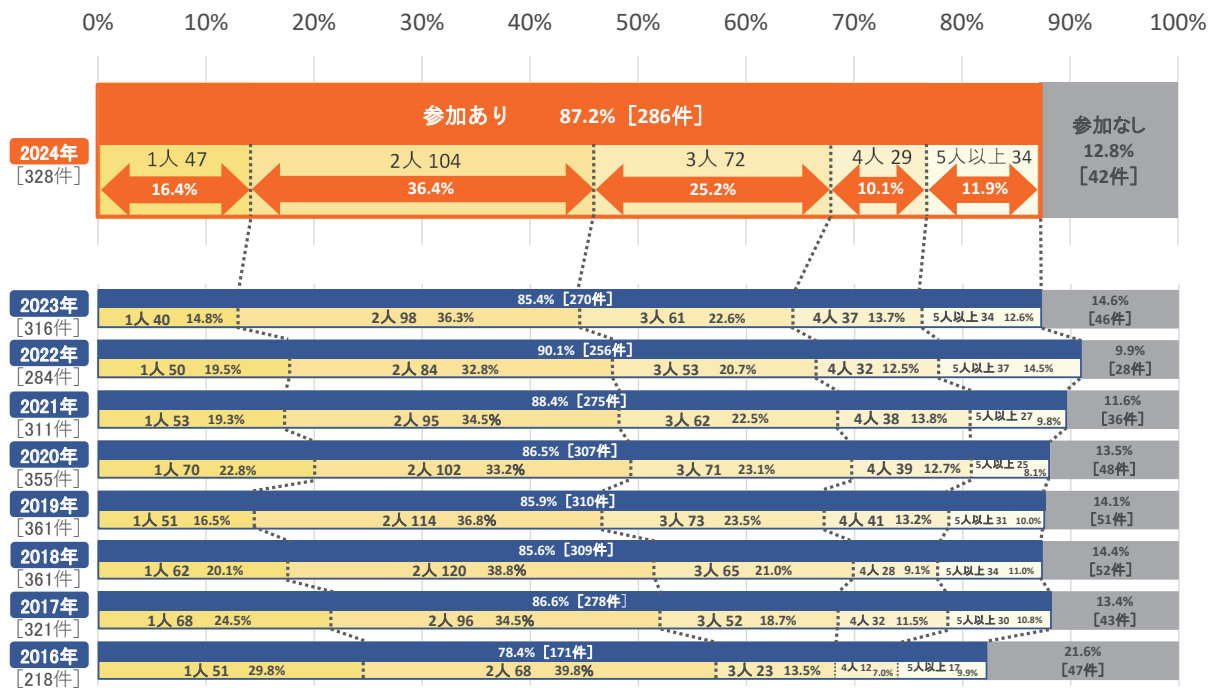
27. 病床規模別病理解剖およびAiの実施件数 (数値版 参考3-(3)-①-i・参考3-(3)-③参照)



28. 起因した医療(疑いを含む)の分類別解剖実施の割合 (数値版 3-(3)-⑤参照)



29. 院内調査委員会における外部委員※1)の参加状況 (数値版 3-(4)-④参照)



* 院内調査委員会の設置、開催がなかったものを除いて集計している。

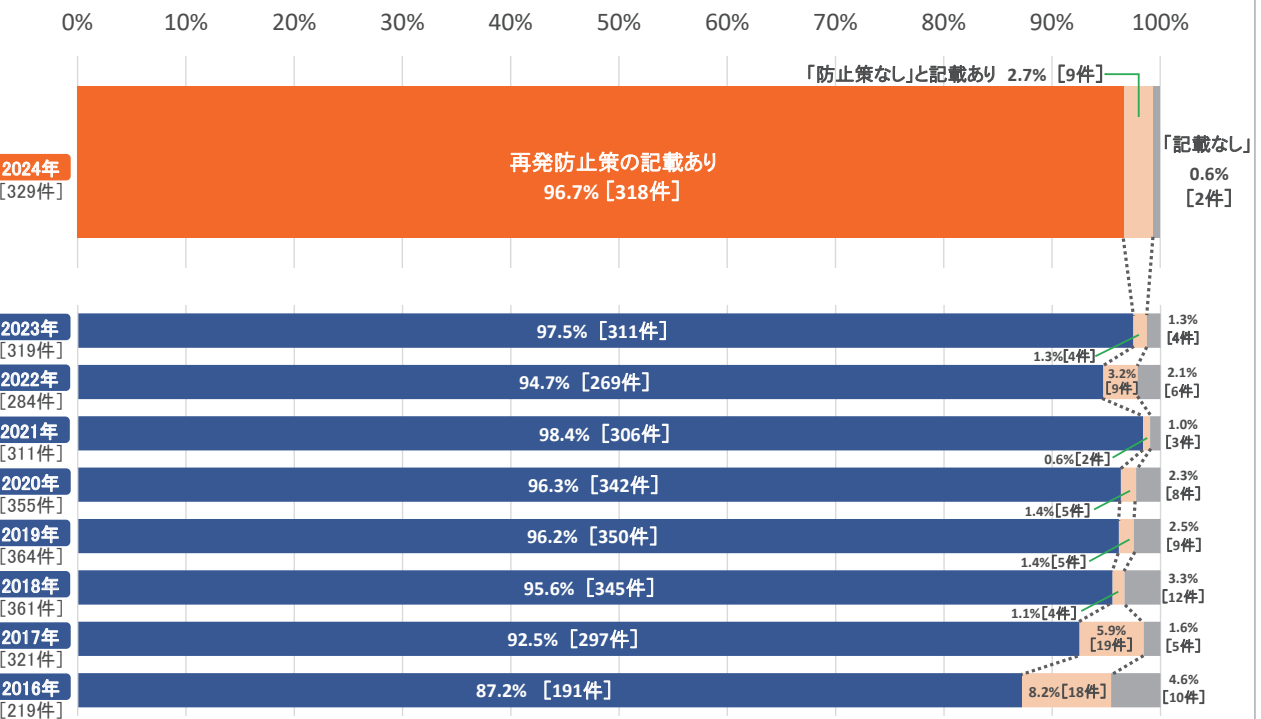
※1) 「外部委員」には、「医療事故調査等支援団体※2)」等からの支援による委員が含まれる。

※2) 「医療事故調査等支援団体」とは、令和4年12月7日付厚生労働省告示第350号に定められた医学医療に関する学術団体、その他厚生労働大臣が定めた団体から構成される。

2024年の状況

院内調査結果報告328件のうち、外部委員の参加があったのは87.2%(286件)であった。そのうち参加人数は「2人」が36.4%と最も高く、次いで「3人」が25.2%であった。

30. 再発防止策の記載状況 (数値版 3-(5)-①参照)

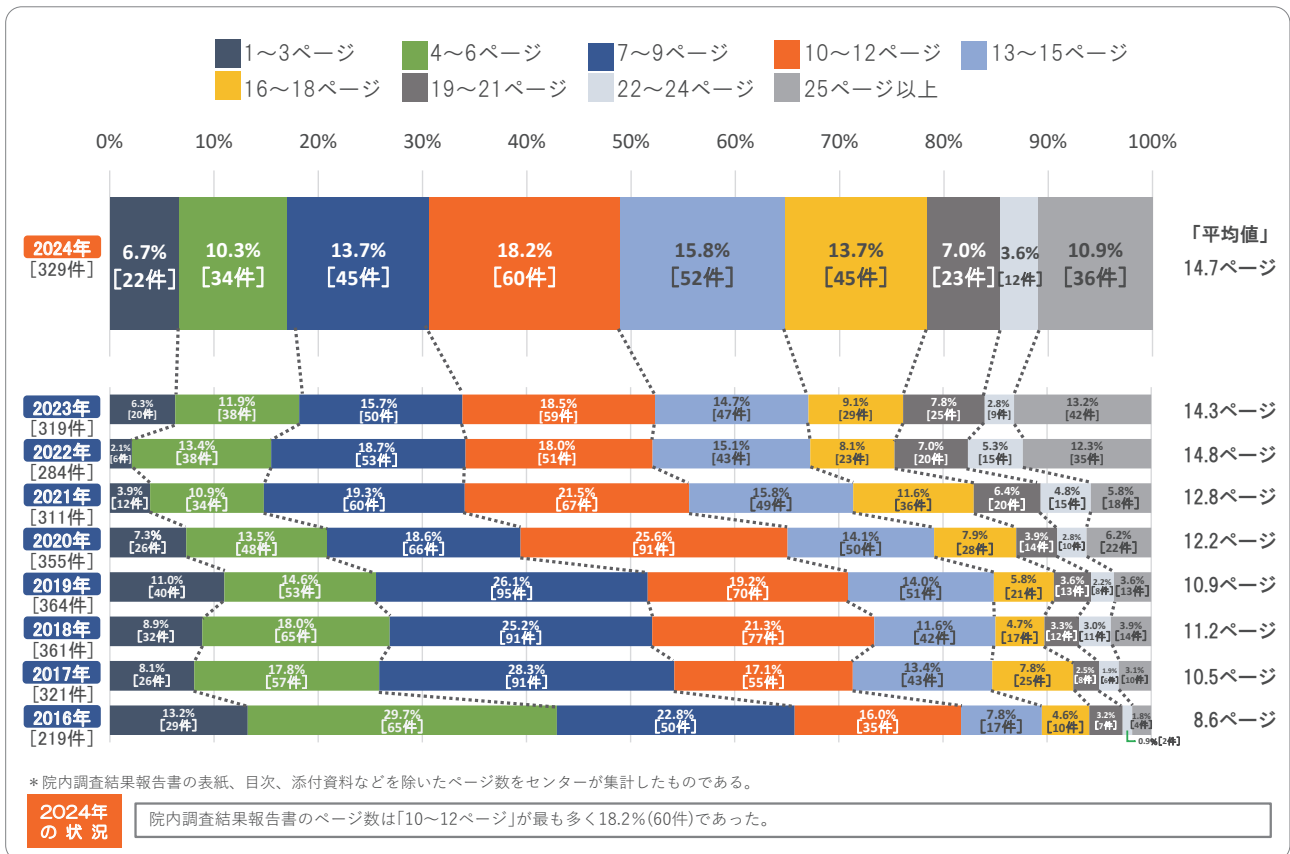


* 「記載なし」とは、院内調査結果報告書に再発防止策の記載がなかったものである。

2024年の状況

院内調査結果報告があった329件のうち、再発防止策の記載があった事例は318件であり、全体の96.7%であった。

31. 院内調査結果報告書のページ数 (数値版 3-(7)-①参照)



II 相談・医療事故報告等の現況
要約版

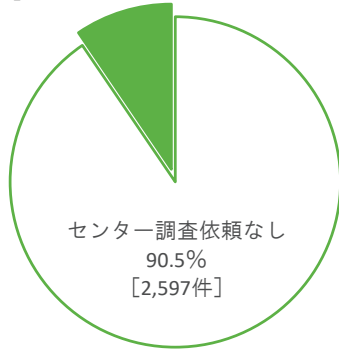
センター調査の状況

32. センター調査対象件数と依頼者の内訳 (数値版 4-(1)-①・②参照)

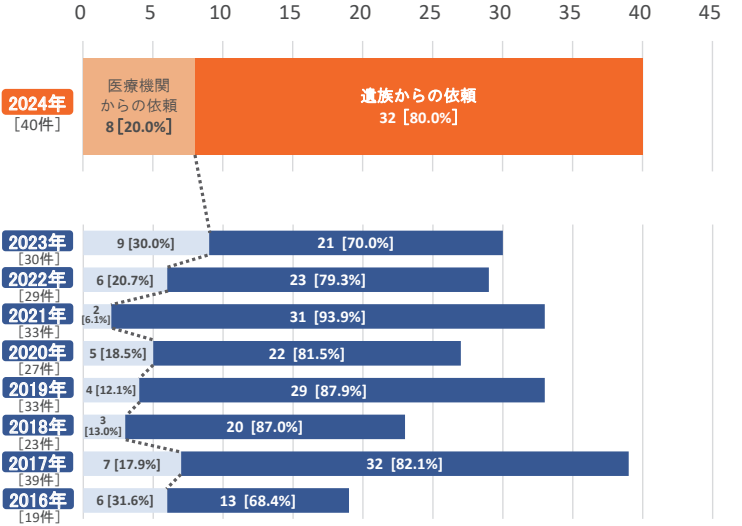
1 センター調査対象件数

院内調査結果報告件数(累計) 2,870件

センター調査対象件数
9.5%
[273件]



2 依頼者の内訳



* 2015年10月～12月はセンター調査の依頼は0件であった。
* センター調査対象件数273件には、院内調査結果報告前の依頼を含む。

2024年の状況 院内調査結果報告件数の累計は2,870件であり、センター調査対象となった事例は9.5%(273件)であった。センター調査の依頼は40件であり、依頼者の内訳は、「医療機関からの依頼」が8件、「遺族からの依頼」が32件であった。

II 相談・医療事故報告等の現況
要約版